

第 2 日

1. 令和4年6月7日午前10時00分招集
2. 令和4年6月7日午前10時00分開会
3. 令和4年6月7日午後4時00分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木淳	6番 齊木幸男
7番 坂本敏彦	8番 竹下周三	9番 秋丸要一
10番 笹渕賢吾	11番 蒲池恭一	12番 高木洋一郎
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	有働和明	書記	鴨川奈々
------	------	----	------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	石原佳幸	副町長	松尾栄喜
教育長	米田加奈美	総務課長	中嶋光浩
総合支所長兼住民課長	石原康司	建設課長	中嶋啓晴
税務住民課長	松尾修	まちづくり推進課長	坂口圭介
保健子ども課長	宇野貴子	福祉課長	樋口幸広
商工観光課長	中原寿郎	学校教育課長	下津隆晴
農林振興課長兼農業委員会局長	上原克彦	社会教育課長	池上圭造
特養施設長	前渕康彦	病院事務部長	高木浩昭
会計管理者	大山和説		
12. 議事日程
日程第1 一般質問

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は5人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって発言を許可します。

なお、質問、答弁については、一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行います。質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。

2項目めからの質問は質問席から行います。第一答弁については、登壇して行うこととします。

時間は執行部答弁を含め、60分以内といたします。

最初に坂本議員の発言を許します。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 7番、坂本です。

改めまして、おはようございます。

（おはようございます）

議員改選後、初めての令和4年第2回6月定例会一般質問2日目、本日最初の質問者となりました7番議員の坂本敏彦でございます。傍聴席の皆様、モニターを通じて中継をごらんの皆様、お忙しい中にも関わりませず、議会傍聴をしていただきまして誠にありがとうございます。

3月27日執行の和水町議会議員選挙におきまして、2期目の当選をさせていただき町民の皆様には心から感謝を申し上げます。町民の皆様が住みやすいまちづくりを目指し、誠心誠意努めてまいりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどどうかよろしくお願い申し上げます。

さて、6月に入り梅雨の時期でございます。昨年、九州北部地方は5月11日と早い梅雨入りでございました。平年6月4日の予想となっておりますが、今年の梅雨入りは現在のところ、沖縄奄美地方、関東信越地方が九州南部より17年ぶりに早く、昨日、梅雨入りをしております。5月31日には、沖縄本島地方を襲った記録的な大雨により5月の沖縄県内の降水量は4,578ミリを観測、これは平年の5月の3倍に当たり、記録が残る1967年以降観測史上最多となっております。

皆様の記憶に新しい令和2年7月、熊本県南を中心に九州中部地方など日本各地で発生し甚大な被害をもたらした豪雨災害、また、令和3年8月にも九州をはじめとし西日本で豪雨による災害が発生いたしました。この豪雨災害によりお亡くなりになられた方々の御冥福と一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。本町におきましても、命に関わる被害こそなかったものの山腹崩壊、土砂災害、住宅浸水などの豪雨による多くの自然災害は発生をいたしました。被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

2年続けて発生した豪雨災害、また、今月2日には、埼玉、群馬でひょうによる被害が発生しております。いつどのようにして発生するか分からない自然災害、年々、災害も変化をしております。これから梅雨の時期を迎えるため、防災に対する十分な備えをお願いし、会議規則第61条第2項の規定により質問通告書に基づき質問を始めます。

質問事項1、コミュニティバスの導入について。

質問の要旨（1）公共交通空白地帯の解消に向けた取組について問う。

昨日の11番議員と重複する点もあると思いますけれども、執行部におかれましては、答弁は簡潔明瞭にお願いし、再質問以降は質問席より行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます）

本日は5名の方の一般質問が予定されております。傍聴席やテレビモニターにて傍聴されている町民の皆様、お忙しい中、足を運んでいただき誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、坂本議員からの御質問に対し、御答弁申し上げます。

質問事項1、コミュニティバスの導入について。

（1）「公共交通空白地帯の解消に向けた取組について問う」にお答えします。昨日の蒲池議員の答弁内容と重複しますが、よろしくお願いたします。

近年、路線バスの利用者数の減少により、路線の統廃合がなされるなどの見直しが行われており、特に高齢者や障がい者の皆様方には移動手段が少なくなり、御不便をおかけしてしまっているのが現状です。路線バスを御利用される方にとっては、移動手段の選択が限られている状況となっております。

このような状況の中、平成29年10月に開設いたしました乗合タクシー「あいのりくん」が和木町内の移動を主に高齢者や障がい者の方々の交通手段として、運行しております。

当初は、指定乗降場所が少なく御不便をおかけいたしましたが、現在は、18か所設置しており、登録者も利用者も年々増加傾向にあります。まだまだ不十分な点もありますが、より良い「あいのりくん」事業に努めてまいります。

特に、近隣市町との相互乗り入れについては、今後力を入れていかななくてはならないと感じております。近隣市町と検討を重ねて実現できるように努力してまいります。

お尋ねの公共交通空白地帯の解消に向けた取組については、コミュニティバス導入の検討も前向きに進めてまいります。

地域の高齢者の皆様のニーズなどを参考にして、しっかりと事前調査など踏まえまして、地域公共交通網形成計画との整合性や公共交通会議での審議を重ねて検討し、判断すべきであると考えています。

繰り返しになりますが、まずは乗合タクシー「あいのりくん」の町外運行に向け、近隣市町ともスピード感を持って検討を重ね実現できるよう努力してまいります。また、コミュニティバス導入は、地域公共交通網形成計画との整合性・公共交通会議での審議を重ねまして検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 御答弁ありがとうございました。

町長もこの免許証を持っていらっしゃる方、またこれから免許返納をせざるを得ない時期を迎えていかれる方については、重々、不安を持っていらっしゃるということは感じております。

また、町立病院での診察に行かれる方はケアバス辺りの運行には本当に心から感謝をされております。しかしながら、やはり病院とか買い物、近隣の市や町へ出ていけないといけないという方も大勢いらっしゃいますので、早急にこの交通手段の解消をよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、町長の答弁の中で、「「あいのりくん」の町外運行に向け、近隣市町ともスピード感を持って検討を重ねていくように努力をする」という答弁をしていただきましたけれども、山鹿市さんまた南関町、玉名市さん辺りと協議を重ねていかれるということになるのかなと思ひますけれども、こちらについてはもう検討段階に入っているのか、それともこれからなのか、お尋ねしたいと思ひます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 坂本議員の御質問にお答えします。

町外運行につきましては、山鹿市、和水町の定住自立圏で協議を検討しております。まずは町外の運行は山鹿市と積極的に協議を重ねて実現できるように前進したいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 御答弁ありがとうございました。山鹿市さんと進めていっているというふうに理解をしたところでございます。ぜひ、コミュニティバスも当然だと私は思っておりますけれども、「あいのりくん」についても昇降場のさらなる昇降場所を増やしていただいて、御不便がないようにしていただきたいと思ひます。

町長のほうも公約の中に、「乗合タクシーの使いやすさ向上とコミュニティバスの導入」ということを掲げられていらっしゃいますので、ぜひスピード感を持ってこの「あいのりくん」のさらなる使い勝手の良さというところで進めていっていただきたいと思ひます。

それに続けて、段階的に必要かと思ひますけれども、先ほどの答弁の中であったとおり地域公共交通機関網の形成計画や会議などで審議を重ねていただいて、早いうちにこの導入を進めていただけたらと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それについて町長、もう一度。何遍も申し訳ございませんが、答弁をお願ひいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

あいのりタクシーやコミュニティバス、高齢者の皆様の大切な移動手段となっておりますので、まず「あいのりくん」につきましては町外への乗り入れをまずは山鹿市様と積極的にお話をしてまいりたいと考えております。

また、コミュニティバスについても繰り返しになりますが、公共交通網形成計画、公共交通会議等の審議を踏まえて進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） ありがとうございます。ぜひぜひ、やはり地域的に商店等ない地域もございまして、この「あいのりくん」のスピーディーなこれから先の昇降場の増加とかコミュニティバスは当然、必要になってくると思いますので、ぜひ早急に取り組んでいただくようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

質問事項2、国民健康保険税について。

質問要旨（1）臨時議会で専決処分された国民健康保険税条例の改正内容について問う。

（2）4人家族所得150万円の国保税はどの程度か問う。

（3）公的医療保険制度のない国の状況について問う。

（4）国保税負担軽減のための方策について問う。

以上、4項目をお願いをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 坂本議員の御質問にお答えします。

質問事項2、国民健康保険税について。

まず、（1）「臨時議会で専決処分された国民健康保険税条例の改正内容について問う」にお答えします。

令和4年度の税制改正では、国民健康保険税の課税限度額3万円の引上げが行われました。これは高所得者層に応分の負担を求め、負担感が重いといわれる中間所得層の保険税負担をできる限り緩和することが目的とされています。

次に、（2）「4人家族所得150万円の世帯の国保税はどの程度か問う」にお答えします。

医療保険分のみで計算しますと、26万5,400円となります。単純比較はできませんが、この税額は荒尾、玉名の6市町で比較しますと、負担は軽いほうとなっております。

続きまして、（3）「公的医療保険制度のない国の状況について」お答えします。

世界各国の医療制度は、財源とサービスの提供という面から言いますと、一般的に国営システム、民間保険システム、社会保険システムの3つのタイプに大別されます。

代表的な例を挙げますと、アメリカは2つ目の民間保険システムとなります。大部分の人が民間医療保険を利用しています。しかし高額な医療費支払い、これを原因とする自己破産が深刻な社会問題となっております。高額な保険料が払えず無保険者が増えているという問題が生じております。

その点、我が国日本は、社会保障制度として国民皆保険の支え合いの制度となっております。公的医療保険で国民の安心安全が保障されております。

続きまして、（４）「国保税負担軽減のための方策について」お答えします。

国保税の負担を軽減するためには、まずは病気等の早期発見、早期治療が大切となります。健康診断を受診することが不可欠だと思われまます。

詳細につきましては、税務住民課長からお答えします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず要旨の（１）「臨時議会で専決処分された国民健康保険税条例の改正内容について」お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、令和４年度の税制改正では国民健康保険税の基礎課税限度額を63万円から65万円へ、後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円へ合計３万円の引上げが行われました。厚生労働省が「保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料の負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直す」としたものです。

次に、要旨の（２）「４人家族で所得150万円の世帯の国保税はどの程度か」という問いにお答えいたします。

医療保険分のみの課税所得として計算しますと、先ほどの町長の回答と重複しますが、26万5,400円となります。

続きまして、要旨の（３）「公的医療保険制度のない国の状況について」お答えいたします。

世界各国の医療制度は財源とサービスの提供という面から言うと、一般的に３つのタイプに大別されます。

１つ目は、国営システムで税を財源として広く国民一般にほぼ無料で医療サービスを提供する制度です。この場合、一般的に医療機関も公的医療機関が中心です。代表的な国はイギリスや北欧諸国等になります。

２つ目が、民間保険システムです。アメリカの医療保険制度です。アメリカでは、公的医療保険制度は高齢者及び障害者、生活保護受給者を対象とした者に限られております。これらの加入条件に該当しない場合には、民間医療保険への加入を検討する必要があり、実態上は大部分の人が民間医療保険医療をアメリカでは利用しております。

しかし、医療保険の課題として挙げられるのが高額な医療費で、その支払いを原因とする自己破産が深刻な社会問題となっております。高額な保険料が支払えず無保険者が増加しており、必要な医療サービスを受けられないという問題が生じております。

３つ目が社会保険システムで、国民の多くが医療保険に加入し、その保険料を医療費の財源としている制度です。医療機関は開業が自由で、国民による医療機関の選択も自由なのが一般的です。代表的な国は日本やドイツ、フランスなどです。

先ほども申し上げましたように、アメリカ等の公的医療制度を受けられない国民がいらっしゃるアメリカ等の現状を踏まえまして、我が国日本は社会保障制度として国民皆保険の支えの制度となっており、公的医療保険で国民の安心で安全な生活が保障されております。

最後に、要旨の（４）「国保税負担軽減のための方策について」お答えします。

先ほどの町長の答弁と重複しますが、国保税の負担を軽減するためには、やはり病気等の早期発見、早期治療が大変重要であり、健康診断を受診していただくことが不可欠だと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） （１）の専決処分の引上げというところで、確認をしたいと思います。

国保の医療費のほうは63万円から65万円に2万円の引上げをされた。それと後期高齢者支援のほうは1万円の引上げということで、国民健康保険税の課税限度を合計3万円の引上げがされたということによろしいかと思っております。

あと、この和水管内に国保に加入されている方は何名ほどいらっしゃいますかお尋ねしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） 被保険者数ですけれども、令和元年度末で2,543人、令和2年度末で2,493人、令和3年度末で2,430人となっております。

ちなみに、世帯数ですけれども、令和元年度末で1,528戸、令和2年度末で1,501戸、令和3年度末で1,479戸となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） ありがとうございます。2,430名の方が令和3年度の加入者ということで、全体の25%くらいというところでよろしいですか。詳しい説明ありがとうございます。

次に、御質問ではございませんけれども、最後に、この1番について確認をしたいと思います。

国保税の上限引上げに関する専決処分が一部反対があったものの可決をされました。反対者の意見は、「町民の負担が増す」ことを理由にされていたことが実際のところどうなのかを伺いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの御質問にお答えいたします。「今回の税制改正により町民の負担が増すことを理由になっておりますけれども、実際のところはどうだろうか」という趣旨だったかと思っております。答弁させていただきます。

高齢化の影響で医療費が増加する一方です。被保険者の所得が伸びない現状におきましては、賦課限度額を引き上げることなく税率を引き上げることにより必要な収入を確保しようとした場合には、高所得者層の負担に比べて中間の所得層の負担が重くなるが生じます。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、平成27年1月13日付の国の医療保険制度改革骨子におきまして、被用者と保険の仕組みとのバランスを考慮しつつ段階的に引き上げることにより、国保税負担の公平性の確保を図っております。

令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、課税限度額については見直しは行われませんでした。据え置かれましたけれども、低所得者による国民健康保険税の軽減、判定額の見直しについては例年、消費者物価などの経済動向を踏まえまして見直しの必要が検討されておきまして、令和2年度においては7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置が実施されております。

ちなみに、今回の限度額改正で国保税の負担が増える世帯は、和水町では高所得者世帯の10世帯になっております。

現在、国保世帯の約1.7%が上限負担世帯であり、厚生労働省は方針としてその割合を1.5%に近づけるように段階的に限度額を引き上げるようしているところでございます。厚生労働省の試算では、今回の改正で約1.6%が賦課限度額世帯に該当すると試算をしているところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） ただいまの御質問で確認をちょっとしたいと思います。

低所得者の方におかれましては令和2年度において7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置が先行して実施をされていると。また、国保税負担が増える世帯は高所得者の10世帯程度というところでよろしいですかね、はい。

また、国保納税対象者の約1.7%が上限負担者であることから、国の方針としてその割合を1.5%に近づけるために段階的に限度額を引き上げる方針があり、今回、約1.6%に当たる高額所得者の国保税上限額を63万円から65万円に引き上げるとともに、国保財源の安定化を図るというふうに理解をしましたが、よろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの御質問にお答えいたします。

はい、そのとおりでよろしいです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 次に、（2）の「4人家族所得150万円の世帯の国保税ほどの程度かを

問う」というところで、4人家族で所得150万円の住民課税世帯の保険税はどの程度なのか、伺うと。近隣市町村と比較があれば、お示しをいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたがけれども、医療保険分のみの課税所得として計算をしますと、4人家族で所得が150万円の課税所得世帯については医療保険分のみですけれども26万5,400円となります。

この税額が近隣市町村と比較してどのような感じかということで先ほど、御質問いただきました。この税額は荒尾、玉名の6市町村で比較をしますと、2番目に安い国民健康保険税の額となります。固定資産税の課税市町村がほかの市町村にはございますから、単純比較はできませんが、負担につきましては中程度から軽い方の負担になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 医療保険分のみで計算すると26万5,400円というところでよろしいですかね。

「固定資産割の課税町村があることから、単純に比較は難しい」とのことですが、今、示されたものによると、玉名管内では中ほどから負担が軽いほうにあるということを理解をできたところでございます。

さて、先ほどの答弁等を踏まえて私も考えてみますと、国保税を引き下げるにはどのような方法があるのかと考えてみました。

まずは、病気やけがをしないことが一番でございます。しかし、病気やけがをした場合でも、国保税負担を軽減するためには医療機関の受診を控えること、あるいは高度医療を受けないことなどが考えられてます。しかし、これらは町民の命と健康を守る観点から受け入れられるものではありません。

本町の特定検診の受診率は県下でトップクラスだと伺っております。病気の早期発見と早期治療によって、今の国保税の額に収まっているとも考えられるところでございます。

ここで、本町のこの住民健診の受診率のほうを教えてくださいたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの御質問にお答えいたします。

「本町の特定検診の受診率はどれくらいか」との御質問だったかと思えます。

令和元年度が66.8%、令和2年度が62.9%、令和3年度が62.9%、こちらはまだ確定前ではございますが、ほぼこの数字で間違いないものと思っております。ちなみに県下でいきますと、1位が五木村、2位が山江村、3位が和水町となっております。

人口規模の小さい他市町村に次いで人口規模が1万人弱の和水町が結果として3位の受診率を

いただいているということはありがたいことだと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 以前は健康推進員さんのほうがこの受診の取りまとめをされたと思えますけれども、今回、区長さんが取りまとめをされているところになって、また今はコロナ禍の中で郵送というような形になって、受診率というのはそう変化はあっていないような考えでよろしいでしょうか。こちらのほうは2つの課にまたがっている部分もあるかと思えますけれども、その辺について、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） え、もう一度、「その辺」というのは何の質問ですか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 要は、検診を受けられる方が、前は健康推進員さんが取りまとめをされていましてよね。で、区長さんに代わって今回は郵送でというような形で僕は理解をしておりますけれども、その辺について、健康推進員さんが1件、1件回ってされて、次に区長さんがされて、郵送に変わったというところで、その受診率のほうは先ほど伺いましたけれども、この辺について受診率が大幅に変化はないのかというのをもう一度、お尋ねしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 回収率ではなくて。

○7番（坂本敏彦君） 回収率ですね。

○議長（高木洋一郎君） 回収率ですか。はい、分かりました。

今まで特定検診の受診の有無についての調査回答が変わってきたけれども、それが特定検診の受診率にどう影響したか、あるいは回収率がどの程度、変わったかという趣旨でよろしいですか。

○7番（坂本敏彦君） はい。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの御質問にお答えいたします。

坂本議員がおっしゃいますように令和2年度は健康推進員の方に希望調査表の配付そして回収までお世話になっておりました。それが健康推進員さんの高齢化による人員不足、成り手不足等であったり地区の活動費、健康につながる活動、ペタンク大会をするであるとか区民体育祭をするであるとかの申請件数も低迷をしました。その関係で令和3年度分の健康診断の希望調査につきましては、配付のほうを郵送でして、回収を区長さんのほうにお願いをしました。そして、区長さんには日頃、多忙な業務をお願いしておりますので、その辺を含めて今年度、令和4年度の分につきましては配付も回収とも郵送で行ったところです。

それで、御質問いただきました「回収率はどうなったか」ということでございますけれども、令和2年度については申し訳ございませんがデータはないんですけれども、令和3年度で78.3%、令和4年度で77.9%で、令和3年度と比較して0.4%の減少にはなっております。

ただ、令和2年度までの分につきましても、大体8割くらいだったということで、職員間では

認識をしておりますので、大きな影響はなかったと考えている次第です。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） ありがとうございます。令和3年度、令和4年度と比較して0.4%の減少ではなかったかというところでございます。こちらのほうも100%を回収するというようなことを目標とされて、病気の早期発見と早期治療につなげて国保税を下げるようなことに結びつくのではないかなと思いますので、さらなる努力のほうをお願いしたいと思います。

我が国では公的医療保険制度があり、国民の相互扶助によって医療費の自己負担の軽減が図られていることが十分、分かったところでございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

では最後に4点目でございます。

どのようにしたら、国保税の負担軽減ができるか、その方策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。簡潔にお願いいたします。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） 先ほどの坂本議員の質問にお答えいたします。

先ほどの回答と答弁が重複しますけれども、国保税の負担を軽減するためにはやはり病気等の早期発見、早期治療が大切であり、先ほど、お話をいただきましたように健康診断は住民の方に1人でも多く受診をしていただくことが不可欠だと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） ありがとうございます。

次に、先ほど、申しあげました病気等の早期発見、早期治療のほかに国保事業会計基金を積み立てることによる基金運用が考えられるでしょうか。

あるいは、一般会計や国保会計基金以外の事業会計基金を使って、国保事業会計に繰り出すことが考えられますが、この2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの御質問にお答えいたします。基金の運用についてと国保事業会計への繰出しについての御質問だったかと思えます。国民健康保険事業会計基金を積み立てることによる基金運用と一般会計や、国保以外の事業会計基金を使って国保事業会計に繰り出すことについての御質問だったかと思えます。

現在、和水町には国民健康保険財政安定化基金はございません。また、一般会計や国保以外からの事業会計基金からの繰入れについてですが、国民健康保険事業会計は一般会計から独立して

経理を行う特別会計であり、国保税は医療費の財源確保のための目的税でもございます。必要以上に一般会計かどから国保会計へ繰り入れるべきではございません。

ちなみに、令和3年度に県下で繰入れをした市町村は政令市の1市町村のみとなっております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） ありがとうございます。今の答弁で政令市以外の県下の全市町村では法定外繰出しをしていないということで理解してよろしいですか。特別事業会計でございますから当然のことだとは思いますが。

では、法定外繰出しが認められるケースは、どのような場合でしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの御質問にお答えいたします。

一般会計から国保流用会計へ繰出しが認められている経費は、国と地方の財源調整の一環として、保険基盤安定制度や国保財政安定化支援事業等に限定されております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 一般会計から国保会計への繰出しが認められている経費は国と地方の財源調整の一環として、保険基盤安定制度や国保財政安定化支援事業というところで理解してよろしいでしょうか。

それでは、和水町におきましては、近隣市町村の国保税負担に比べて決して高いほうではないことを町民の皆様に御理解をいただいたことと思います。

また、公的医療保険制のない国では、民間医療保険に加入することが認められ高額な保険料を支払ったり、無保険者が高額な医療費を払えずに自己破産をするなどしているということで、先ほどの答弁で理解をいたしました。

しかし、国民健康保険制度が充実している我が国では、国民の相互扶助による医療費の自己負担が低く抑えられていること、そして、国保税の引下げのための財政調整基金からの繰出しは認められていないと理解しましたが、よろしいでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの質問にお答えいたします。

坂本議員がおっしゃるとおりでよろしいです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） ありがとうございます。最後になりますけれども、この国保税についての一般質問、繰出しができないということを十分理解しましたので、早いですが、これで私の一般質問を終了したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、坂本議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は11時です。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹下議員の発言を許します。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 8番、竹下周三です。こんにちは。

聴講席にお越しの皆様、また、モニター越しに聴講いただいている皆様、多忙期にも関わらず時間を工面いただきましてありがとうございます。

新体制で臨む最初の一般質問であります。また、私にとりましては2期目のスタートであります。これまでの4年間の経験を生かして、自分に課された役割を果たしてまいります。議員としての仕事は当然、今までと同様に一部の地域、一部の個人が得する政策ではなくて、和水町全体の代表であるという立場に立ち、政策の最終決定と行財政運営において監視と評価をしてまいります。住民の声を代表するだけではなく住民の中に一步、踏み込んで対話を重ね、問題点を整理し議論を重ね、福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し努力してまいります。

私の1期目の大きなテーマは、「和水を一つに」でありました。説明するまでもございませんが、混沌とした議会運営の中にあって1期目がスタートしたわけでございます。

今回のテーマは、和水なごみのために協働和水町のために、団結前進であります。一議員の立場で大きなことは申し上げることはできませんが、和水町の住民が未来永劫、元気で活力あり楽しく生きていけるまちを目指して、農業振興、雇用創造、移住定住等、テーマごとに整理をしまして頑張っております。あらゆる場面で住民、行政、議会、団結して一步一步前進していかなければなりません。

さて、このたび石原町政が発足いたしました。6月の定例会において、議長を省き11名全員が一般質問の壇上に立つことになっております。これも新体制に対する期待の高さを物語っております。

そこで、今回は町長の所信について、生活基盤整備について質問させていただきます。

それでは、会議規則第61条第2項の規定により、質問を始めさせていただきます。

1、質問事項、町長の所信について。

- 要旨（１）この町のリーダーとしてどのような町にしたいのか、思いを問う。
- （２）人口減少対策について、何が不足しているのか、対策を問う。
- （３）活気とにぎわいのあるまちについて、どう考えておられるのか問う。
- （４）健全な職場環境に必要な対策は何と思われるか問う。

以上４点について、伺いたいと思います。

先ほども申しましたとおり質問者が多く答弁も大変であると思います。明瞭簡潔な答弁でお願いいたします。どうぞよろしく願い申し上げます。この後につきましては、自席にて質問を行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） ただいま竹下議員から御質問の質問事項１、町長の所信について。

要旨（１）「この町のリーダーとしてどのような町にしたいのか」にお答えします。

町の現在の課題としまして、急速な人口減少や少子高齢化への対応と考えております。現在の町の人口は、平成２年３月に示しております和水町人口ビジョンの人口見通しの目標人口を大きく下回り、人口減少が急速に進んでいる状況です。人口ビジョンと比較しますと、2026年、４年後の数値に近い状況で今、減少が進行しているところです。

また、年少人口も目標を大きく下回っており、平成31年度以降、出生者が大きく減少している状況です。これからのまちづくりを担う年少、生産年齢人口の減少対策は急務と考えております。人口減少の流れを緩やかにするため、生み育てやすい環境づくりが必要と考えております。

結婚、出産、子育て、教育、住まい、仕事などを支援する総合的な施策、定住促進プランとして展開していきたいと考えております。また、高齢者の皆様が健康で安心して暮らせる環境づくりとして、公共交通の充実これを図っていきたいと考えております。子供からお年寄りまでみんなが元気で笑顔があふれ、この町に住みたい、住み続けたい、そう思われるまちづくりを目指してまいります。

次に、（２）「人口減少対策について、何が不足しているのか対策を問う」にお答えします。

和水町の人口は、平成18年３月１日の合併時では１万2,430人でありましたが、令和４年４月１日時点では9,463人となりまして、16年間で2,967人の減少となり、合併当時から比較すると減少率は約23%となっております。

この人口減少は、大都市部を除いた全国的な現象であります。我が和水町も人口減少に歯止めが利かない状況です。和水町での減少の原因については、少子化による出生数の減少と若者の転出が大きな要因かと考えております。

和水町での人口減少対策としましては、様々な移住定住促進対策や出生祝金の支給、子供の医療費助成制度等の施策を講じてきておりますが、出生数の増加や移住定住の促進に至っていない現状です。

竹下議員のお尋ねであります「何が不足しているのか」ということですが、先ほど人口減少の大きな要因といたしまして、少子化や若者の転出と考えておりますので、若者をターゲットとし

た魅力ある和木町づくりを強化する必要があると考えております。

その対策として、令和元年度から事業開始しました藤田さくらタウンの宅地造成も19区画の販売も完売し、若者世帯が中心に居住していただいております。

昨年度からは、中林区の古民家を整備したお試し暮らし住宅も完成しまして、5月22日にオープンをしております。このお試し住宅により、また町外の方に向けて和木町の良さをPRしていきたいと考えております。

また、子供たちを生み育てやすい町づくりの実現に向けて、先ほども申し上げましたが、移住定住支援策の充実強化や人口減少対策を計画としてまとめまして、移住定住促進プランをつくり、総合的に展開していきたいと考えております。

次に、(3)「活気とにぎわいのある町についてどう考えるか問う」にお答えいたします。

お尋ねの活気とにぎわいのあるまちが魅力あるまちであり、先ほど質問がございました人口減少を食い止めるまでにはいかないと、減少率を緩やかにする可能性を秘めていると思います。

定住人口の増加に向けて住む場所を確保し、証明書のコンビニ交付や町税等のコンビニ納付などの導入これによる生活の利便性向上を図り、住みたい住みたいとなる町づくりに取り組み、町全体に活気を生み出すための対策として、しっかりと取り組みたいと考えております。

次に、(4)「健全な職場環境に必要な対策は何か」について、お答えします。

地方公共団体における職場環境は、近年、全国的にも地方公共団体の業務が複雑かつ高度化するとともに、長時間労働やメンタルヘルスが問題となっています。

このような中で、質の高い住民サービスの提供が求められている地方公務員の責務も一層高まっていると理解しております。

そのため、職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職場環境の整備と健康の保持・増進への支援がますます重要になってきていると考えてます。

また、併せて、職員一人一人がお互いを大切に、職場環境をよくしていこうとする意識が大切だと思われまます。

具体的な対策については、総務課長よりお答えいたします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 竹下議員の御質問（4）「健全な職場環境に必要な対策は何か問う」ということでございます。

町では、労働安全衛生法の規定に基づきまして、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会を設置しております。

この委員会は、安全衛生管理責任者である副町長を委員長とし、衛生管理者、安全衛生推進者、職員組合、産業医などから構成されております。

この委員会は毎年定期的に開催しており、労働災害の原因及び再発防止、定期に行われる健康診断等の結果に対する対策、職員の健康障害の防止などについて調査審議し、町長に意見を述べ

て改善を行うようにしております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 答弁ありがとうございます。ちょっと質問が多過ぎましたので、覚えこなさんくらいいっぱい教えていただきましたけれども。

まず最初の1番から、もう一回、詳細といいますか意見を交えながら再質問をしたいと思えます。

この「リーダーとしてどのようなことをしたいのか問う」ということで、昨日11番議員のほうも同じような趣旨の質問をされましたので、質問内容をちょっと変えるとか言い方を変えようかなと思ったんですが、この質問であれば同じ答えしか出ないなということで、もちろん辛うじてそれでもいいんですけども。

私がここで1つお伺いしたいのは、48歳という若さでこのたび職員から町長になりました。私どもの町では異例、世間一般的にはある話かもしれませんが、やはり「和水町のここと。これですよ、僕がやりたいのは」という思いを伺いたいというつもりでこの一般質問のこの1番はつくっております。

もちろん赤い公約、これはすばらしいものがあります。これはもう何回も読んで見ております。これに基づいて、一つ一つ申し上げてもいいんですが、あまり詳しい小さなことではなくて、やはりもう一回、初心に戻って、給食費の問題であったり幼児の経費の問題であったり老人、今まで頑張っていたいただいた団塊の世代の方々に対するケアであったり、生活困窮者の対応であったり、それは当然、それはもう論ずる以前の問題です。それはもう必要ない。

ただ、1つこれは言っておきたいと、竹下さんが聞きよなったのはこういうこつかなということがありましたが、その思いを1つ読まずに教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

私が考えておりますのは、やはり人口減少、これの対応が一番だと考えております。

人口ビジョンでも示しておりますとおおり20年後、40年後の人口というのは最終的には半減まで近い状況で進んでまいります。これは全国的な状況であり、県内も一部の地域を除いては減少の傾向は間違いありません。

しかし、それをただ見ているだけではなく何かの取組をする、これによって人口減少を緩やかにしたい、できれば維持していきたいというのが強い思いです。そのためには、やはり結婚から子育て、そして教育そして住居、仕事、やはりこれを連動させた総合的な計画をつくって、若い人が町から出ていかない、町に引きとめる、そして外にいらっしゃる方の住居の選択として和水を選んでいただく、そのような施策を展開していつて人口減少を緩やかにしていきたいというのが一番の思いです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 人口減少を食い止めるということで、私も基本的には同感であります。もう2番も同じ質問ですけれども、私が4年前、議員になったときの第1回目の一般質問を調べておりましたら、やはり全くこの2025年問題、75歳の方が極端に増えるということで、人口減少ももちろんこちらの、和数は若手の減少が今おっしゃいましたけれども、支えられる側が増えるというような大変な人口の不均等、その辺が問題になりますよということで、全く同じ質問をしております。その当時の高巢町長も、同じことをおっしゃっておられましたけれども、みんなそれは思うことではあります。

その中で、正直言います、先ほど、ずっと昨日から一般質問の中でいろいろお話が出てきた中で、「生める育てるケアをする、子供さんを。そして若者を呼び込む、住居を建てる」と。施策はいいなと思いますけれども、僕はやはり一番欠けているのは、若手の高校を出た大学を出ると、全部、出ていくんですよ。さあ結婚するぞと、そのときに出ていくんですよ。

私の個人のお話をしては申し訳ないんですが、これは事実の話です。

3人息子がおります。全部、結婚をしまして、「さあ」といったときに住まいがないんですね。せめてアパートなるといってもアパートも借りられない。町営住宅も借りられなかった。たまたま借りられなかったんですけども。結局、玉名とか南関に出て、嫁さんと生活をすると。そして、状況によっては、次男は今、和水のほうに帰ってきましたけれども、三男もまた帰ってくるようにしますけれども、やはり役場の職員さんいろいろな都合で和木町に住んでおられない方もたくさんおられると思います。

けれども、やはりその子供に充ちる医療費の保障をしたり給食費の保障をしたりするのは、もちろんそれはいいこと、大事なことでありますけれども、僕はやはり和木の中に仕事ができる、和木に住みながら仕事に行ける、それをもうちょっとこう、外に行かなくても仕事が、生活ができる。部落というか地域ができる、そういう環境を目指して政策を打ってもらいたいなど。

確かにそれは漠然としたお話なので、簡単にはいかないというのは当然、分かっております。ただ、今おっしゃった前町長も前々町長もほぼほぼ同じ、この間の公約もみんな同じです。

だから僕はそこで、この町長に期待したいのは、町長がおっしゃったから言うんですけども、人口減を食い止めると。人口を少しでも流出を抑えるという気持ちがあるのであれば、その具体的な方策を1期目からどんどん打ち出していってもらって、私たちもそれについては応援したいと思いますので。住宅がない、空き地や空いた家はたくさんあります。仏さんのあるけん貸されんと言いなはった。そんなら仏さんば、仏壇を町が全部、集約して、どこかに集約して、それはもう全部こっちで受け入れますよとか、例えば、その地域の区長さんとかにお願いをして、住宅の、まず結婚して探している人に対してはもう優先的にそういう方を探して貸すとか、そういう住民の側に立った政策を打っていただくということで、今のお話の中で僕の意見としてお伝えしたいと思いますが、御意見ありましたら。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。まず、働く場所、住む場所の確保、これは私も必要と考えております。

まず、住む場所の確保について、空き家のお話がありましたけれども、これについては昨年度、設置しております移住定住支援センターこちらを中心に今、空き家の利活用のほうを進めているところでございます。

基本的に先着順での御紹介となっております。今、お話にありましたように結婚して住む場所がないとかそういった個別の事案に対して柔軟に対応できるように進めてまいりたいと思います。

また、働く場所の確保、先日からお話がありました農業後継者の問題もでございます。農業に就業いただくケース、または町内の企業に就職できる環境づくり、それと大事なのは企業誘致です。できれば、企業にお越しいただいて働く場所をもっともっと確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 私の一番の所信ということで4番までありますけれども、これ全部、つながっております。ですから今のお答えで大体はいただいたと思いますけれども、先ほども何回も申し上げておりますように、この賑わい、人口増、これはもう全て同じでございます。そして、できるならば先ほどの一般質問でもありましたように健康的な人がたくさん元気に生活していただくための環境づくり、これはもちろん頑張っておられますので、そのことに対しては申し上げるつもりはございませんけれども。

それでは、最後の1の（4）の健全な職場環境について移らせていただきたいと思います。

たまたま昨日の熊日新聞でしたかね、今日でしたか、「どこかの市の職員が不正な保護受給者のお金を預かって不正に取得した」というような記事が載っておりましたけれども、それに限らずいろいろな事案が発生をしております。我が町がそういうことがあつてということではございませんが、やはりこの健全な職場環境ということで、先ほどの説明の中には安全衛生委員会というものをつくったということでお話が総務課長のほうからありましたけれども、私は、こども期待するのは石原町長ならではの視点を発揮していただきたいと思います。

上から目線といいますか、もちろん課長とかそういう視点からも大事ですけども、今まで現役でばりばりで若手としてやってこられた石原町長でございます。それを生かさずにして町の職員改革、職場環境改革というのは僕はできないと思います。それを期待している方がたくさんおられるんじゃないかなと思います。大手を振って圧力をかけて、言うこと聞かんかぬしどもはというようなことを期待するわけではありません。若手ならではの、今、ITとか何かいろいろ横文字でたくさん進化しつつあります。業務も進化しつつあります。いろいろ調べておりましたが、あまり横文字が多過ぎてちょっと言葉に出てきませんから言葉は省きますけれども、そういうI

T化といいますかそういうものをどんどん受け入れて、職員の負担軽減、負担をなくす、残業をなくす、休日出勤をなくす、そこにもどんどんメスを入れていただいて、環境をよくするというふうな視点で指導いただければと思います。

その中の1つに、私も前回の議員からタブレットを活用しようということで、パソコンもうまく使い切らない自分たちがそういうふうに思って研修も何回かしております。私個人で言えば、本当に紙の無駄遣いといいますか、紙質の資料が多過ぎて、どこの何の会議でどの資料かを見つけるのに大変な苦勞を私たちはやはりするんですよ。

それと、今回、議員を刷新して若手に代わりましたので、もうこういうものを機会に、やはりそういうことも職員共々、町全体が若返ったといえるようなことを期待しておりますが、町長の所感をお伺いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。まちづくりの政策、これを進めていくためには、やはり職員の力、頑張りが必要になってくると思います。そのためには現在の職員のレベルアップ、これも必要になります。そのために職員研修に励みまして職員の質の向上、それと組織の考える力の向上にも努めてまいりたいと考えております。

次に、ICTを活用した負担軽減でございますけれども、現在も役場の内部ではICTを活用して業務に努めているところでございます。これを継続して、また働きやすさ職場環境の改善、これに努めてまいります。

最後に、議会のタブレットの活用についてでございますけれども、私もメディアとかで先進団体の事例を見ておりますと、続々とタブレットの導入がなされている現状を把握しております。これにつきましては、紙資源の減少、ペーパーレスにもつながってまいりますので、議員の皆様とお話をしながら活用に向けて話を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） ありがとうございます。職員の教育についてやるということでお話がありましたけれども、もちろんそれはありがたいけれども、やはり町長、副町長、各課長、その指導、目線、その目線がずれているとどんどんどんどんずれていきます。会社も一緒です。やはり純粋で正当な評価をする。その心がけといいますか、報連相、基本的なことですけども、「報連相」、その辺が人間関係が崩れてくると全てが駄目になります。

ですから、僕はその辺を、もちろんIT化とかそういう機械の導入も必要ですけども、やはり信頼関係。「古い」と言われますけども、僕はそれが一番お願いをしたいところでございます。一般質問とちょっとかけ離れてきておりますからあれですけども。

それでは、ちょうど30分になりましたので、町長の所信については終わります。

生活基盤の整備について、お伺いをしたいと思います。

質問の要旨（１）我が町における公害・災害防止協定について問う。

（２）災害に負けないまちづくりについて問う。

（３）本町の主要幹線道路について、玉名立花線、玉名八女線、和仁菊水線の
県道整備について問う。

以上、３点について伺いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問事項２、生活基盤の整備について、お答えします。

（１）「我が町における公害・災害防止協定について」お答えします。

和水町での公害協定数は製造業、販売業等の会社関連が９件、太陽光発電が３件、畜産業が９件、合わせて２１件となっております。合併後の協定書につきましては、ほとんどが会社とその地元との協定で、和水町が立会人となっております。

協定の内容につきましては、地盤沈下、騒音振動、悪臭、大気汚染等の防止、廃棄物の処理、事故発生時の適切な対応措置との内容となっております。

町は、「中立の立場の立会人として、住民と事業者の双方の意見を聞くことが重要である」という認識で取り組んでおります。関係行政区等と事業者間での話し合いの場を提供することで問題を共有し、認識し、和水町環境基本条例に基づき町の責務に努めております。

現在の状況としましては、悪臭防止法や条例の規制対象になるような状況はありませんが、この問題は法的な規制だけでは解決に結びつかないことも多く、行政としましては県の環境担当部署、業務関連部署と連携し、適切な指導を今後も行っていく所存でございます。

次に、（２）「災害に負けないまちづくりについて」お答えします。

７つの政策中の一つであります災害に負けないまちづくりでは、「道路や河川の危険箇所を点検し集中的に対応」「消防団の機能強化や自主防災組織への支援」「災害時に対応する防災ネットワークの強化」「災害時応援協定を充実」と４つの項目を掲げております。

道路については、落石対策・橋梁点検・道路や路面の状態調査を行い、河川については、町河川の河川パトロールなどの目視点検を行いながら、必要に応じて河道掘削等を行ってまいります。

消防団については、計画的な小型ポンプ付積載車の更新や組織の再編を行い、各地区の自主防災組織につきましては、地区防災計画の策定を支援し組織の強化を図ってまいります。

また、防災ネットワークの強化については、今ある避難所の設備や備品、防災行政無線システムを整備し、住民の皆様が安心して避難できる体制を整えてまいります。

災害時応援協定の充実については、町だけでは対応が困難な場合に、素早く災害対応ができるよう、民間事業者と協定を締結し、官民一体となって住民の安心安全の確保に取り組んでまいります。

続きまして、（３）「本町の主要幹線道路につきまして、玉名立花線、玉名八女線、和仁菊水線の県道整備について」お答えします。

主要地方道 玉名立花線につきましては、令和３年度末に玉名市側から内藤橋までの区間が完

了しております。今後の整備予定では、内田区から上久井原区、この間の改良設計を行っていたところとあります。また、玉名立花線の菰田橋架け替え工事が始まり、令和7年度末の完成を目指して工事を進めていただいております。

一般県道 和仁菊水線では、令和3年度末に西吉地(七郎神)区間が完了し、継続して野田工区の改良設計を行っていただいております。

主要地方道 玉名八女線については、要望は行っておりますが、現在のところでは、整備等のお話は伺っておりません。

引き続き未整備区間の早期完了に向けて要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） ありがとうございます。ちょっと質問が多過ぎて、公害と災害とか道路に絡んでおりますけれども、引き続き、生活基盤の整備について、質問をしたいと思います。

我が町もほかの市町村と同じく公害という言葉が無縁ではないと思います。

本町の関わり方は、先ほど、お話がありましたように第三者的な、当事者、例えば、公害が起きるだろうという7か所、8か所ありましたけれども、そこ地元との協定ができているということで、今、お話を伺いました。そこにオブザーバー的な立会人的に町が絡んでおりますというお話だったと思います。

実は、私が今回こういう一般質問の中でこれを取り上げましたのは、去年の9月の災害で太陽光発電をされている南関の地域、菊池市等々で災害が大量発生しております。それをずっと私も新聞記事とかいろいろ調べて回りましたけれども、そこで問題になっているのが、やはり、こちらの内田側絡みの案件でもありますので、もう申し上げていいと思いますけれども、災害が起きました。土砂というか砂ですよ、あそこの場合は。砂が流れて河川に流れて濁り水が川を流れているということで問題になって、一般質問でも南関町の方がされております。そして、それを起点にして熊日新聞さんとかもどんどん報道をし出して、もう本当にてんやわんやになったという記憶が皆さんあると思います。

その中で、ずっとそれをかみ砕いて追及していきますと、結局、住民からは本当に訴訟とかそういう厳しい業者に対する苦情が出ていないと。あまり出ていないと。状況の割には出ていないということです。

よくよく調べますと、先ほどもお話がありましたように、地元とその業者が協定を結ばれていると。その地元は、何らかの恩恵があったり、お話ができていると。それで、その先の追及といえますか、改善を求める活動をしない。何でかと言うと、もうそこで成立するからです。

そして南関のほうでは、すごい解決策でした。それは、米が、一人一人何十人とおられますけれども、米の一反で取れる。うちは大体、ここは1反、取れた、7俵取れよったという人が今年は3俵だったけん、その不足分の5俵ないし6俵分ば、お金ば2万円払いますよということで、成立してるんですよ。

それはそれでいいと思います。対・対、地権者と業者とは。だけども、その下流にある被害を受けたその延長上に内田側もあるわけですね。ということは、やはりその行政が第三者をとして意見を申し上げる県にもつながるそういう行政がおりながら、そういうものをしょうがないと、もう地権者が承諾したったけえ、もうそかだけは言いなすなということで決着をしているわけですね。その辺の情報、新聞紙上で載っておるんですけども、それを見て町長、どう思われますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 南関の件につきましては、私も新聞報道で見ていたところです。

補償の件については、今、始めてお聞きした状況です。

災害が発生した際のその地域の皆様との協定というのは、おっしゃるとおりでございますけれども、下流域については協定がほとんどというか結ばれていないのが現状だと思います。

豪雨等の災害時には、防災職員のほうで河川等の見回り等も行っておりますけれども、未然に土砂流出等を防ぐ対応を今後、できるように取り組んで、業者への事前の指導というか、お話ができるのが理想かと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） その辺の目に見えないところの対応を、その辺はやはり集中していただきたいと。

それと、先ほどの繰り下がるようですねけれども、私がこの一般質問をするに当たりましていろいろな情報を伺いたいということで、町の担当課のほうにも「どういう条例があって、どういうことをやっておられますか」ということで、投げかけたときに出てきたのが、そういう言葉ではありませんでしたが、やはり「守秘義務がある」と。それと、「役場が当の本人ではなくて、地域と協定であったり、県との協定であるので、なかなかその情報は安易にはちょっと公表できない」というようなお話をいただきました。

そのおかげで私ももう個別に回って、6か所くらいいろいろな協定を結んでおられるところの委員長さんとか担当の方とお話をして、今日のこの一般質問に挑むわけですねけれども、やはりそういう状況で何か遊びではございませんが、私たちはその辺をどがん改良していったらそういうものが未然に防げるのか。地域とやはりいい関係をもっていくためには、どがんした方がいいのかなということで、いろいろそういうあれをするわけでございますので、やはり民間と一緒にあって、もちろん地域の住民の承諾を得ることは大事だろうと思います。もちろん一緒にないと相反するような活動をするのは、もちろんいけませんけれども、そういう体制をとっていただけるとありがたいなというふうに思います。

それをずっとやっていきますと、去年は静岡のほうで、もちろん皆さん御存じの熱海市の土石流災害が発生しておりますが、その後のその状況を受けて熊本県が一斉に盛土調査をしたということですが、その件について何か情報というか、熊本この地域でその結果が分かれば、建設課長

でもお知らせいただければと思いますが。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの大規模盛土調査というもので令和2年度のほうで熱海市の災害を受けて、熊本県側でも一斉に調査されております。

和水町では、13か所の盛土調査、大丈夫なのかという調査を県のほうが調査を行って、1次スリーニングと2次スリーニングを行いまして、土石流の危険は今のところ大丈夫だというふうな結果が出ているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） そういう状況であれば安心しますけれども、状況によってはそういうところでもう発表もされたのかもしれないけれども、いち早く住民のほうにお知らせいただいて、今後そういう、今から盛土をされる可能性もあるし、いろいろな状況が発生するというふうなことを想定されますので、対応をお願いしたいと思います。

それに多少関連といいますか、私どもでは採石場を有しております。採石場、地元で2件ありますけれども、採石場に向かう、あそこは鹿北と八女に抜ける2つの路線がありますけれども、住民の方から苦情があつて私も写真を撮りに行きましたけれども、かなり、これは見て言うなはるわけじゃなくて想像でお話しされよっただろうと思いますけれども、「ダンプ運転手がやっどんが食たつば何で投げやろったたい」って。「そしたらそこから家から家財道具を持ってきて、洗濯機だ、椅子だ何だでもうこぎゃんしてうすつとたい」っていう話を伺いました。現実的に見に行きましたら、そんなにびっくりするほどありませんでしたけれども、かなり苦慮されている状況を伺いました。もう拾うとんなはるです。そしてもう捨てんごつ網ばこう、上のほうにしてありました。やはりそういう状況をもしよるしければ、現実的に県境、熊本県と福岡県の県境にありますし、やはり意識的に隣の山にというようなことでそういう廃棄されるものが多いと。その延長上に土も、「もう要らんけん」とか。最近はお金がかかなりかかりますので、そういうことも想定ができると思います。

ですから、そのことをですな未然に防ぐ意味でも、対策を検討をいただけませんか。またこれはお願いですけれども。

○議長（高木洋一郎君） 今の質問の趣旨は、廃棄物がないような対策は考えられるかということですか、道路周辺、県境周辺の。

○8番（竹下周三君） そうです、はい。

○議長（高木洋一郎君）

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの御質問にお答えします。

すみません、私も知識がまだ伴っていませんので回答はできませんけれども、調べさせていた

できます。申し訳ございません。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） なかなか分かりにくいと思いますので、連れていきます。よろしくお願
いいたしたいと思います。

ちょっと時間が切羽詰まってまいりましたけれども、災害に負けないまちづくりに関してはも
う終わりますけれども、1つだけ災害というか公害に関連して、お伺いをしたいということがご
ざいますが岩地区の太陽光の会社関連の事案でございますけれども、その協定書、協定の委員
の方から許可をいただいて、見せていただいておりますけれども、その中に、「日頃から
人身の交流に努め、公害防止及び相互の発展を願い協力する。農薬を使用しない。ため池及び近
隣の井戸を調査をする。明らかに本事業に帰する災害を万が一起こした場合には、救急の処置を
講じ、立会人を状況を報告し対応を協議する」というふうになっております。

「地域の発展と交流に努めることで、主催する自治会行事に積極的に協力をする」というふう
になっておりますが、何か事例がございましたら、お知らせをいただきたいと思いますが、そう
いう事例はございますか。承知しておられなければ「承知してない」ということで構いませんけ
ども、そういう規約が入っております。

あの山いっぱい除草剤ば降らんで、ほんなこて管理がでくつとかなと僕は思いましたので、そ
こがもし何か情報があれば、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 竹下議員の御質問にお答えします。

このメガソーラーの災害協定、平成28年に協定を交わしておりまして、私も今回、異動して見
たわけでございます。質問事項の災害の防止の協定内容、農薬を使用しないとかそういったとこ
ろの事実はあったのかというところでございますが、ちょっと私も存じ上げておりませんでした。
ちょっと確認したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） すみません、質問事項にない、関連質問ではありますけれども、質問事
項にはありませんでしたけれども、これだけはちょっと申し上げておきたいなというふうに思
いましたので、質問のあれをしておきます。

2番の生活基盤の道路について、たくさん聞きたいこともありますけれども、今、玉名立花、
玉名八女、和仁菊水線についていろいろな説明は町長のほうからいただきましたが、ちょっと時
間がありませんので。

集約して矢部谷峠トンネル早期実現ということで、私も議員になりたての頃からその件に関し
ましては議論を重ねてきておるつもりであります。

そのためには、やはり春富地区の方はお分かりだと思いますけれども、春富小学校の先から住

宅街を抜けるあの境界の道の改修といいますか用地買収とかその辺について、進捗状況を簡単に担当のほうから教えていただけますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 春富地区の玉名八女線の拡幅の進捗状況という御質問でございます。

令和元年に地元から現道の拡幅工事をやってくれという形で要望書を出していただいております。それを受けて、私と地元の区長、それと春富の代表区長と一緒に要望書を提出し、また追加で令和元年12月に地域の拡幅するために必要になる土地の地権者の方の承諾書といったものをつけて、また再度、要望書を出させていただいたところでございます。

進捗としては、新しい状況としてはこういった状況になります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） この案件につきましては、前任の庄山議員のほうも再三、二、三回くらいは質問されたと思いますけれども、なかなかやはりこの事案は私の中で今、和 water 町あちこち回りますけれども、本当にあそこだけ極端に狭いと。そして、あそこは結構、所有の2トン車が多い。それと、八女と玉名をつなぐ道路、4号線ですので、やはり物を運ぶための車も多いということで、これはやはり何としても、先ほどの町長のお話の中には、「緊急に」ということではなかったと思いますけれども、これを推し進めて、ある程度きっちりしたものにしないと、トンネルの話までは行き着かないと思います。あくまでも八女に向かう、八女福岡と和 water の先ほどのお話に戻りますけれども、和 water から福岡に通っていく1つの住宅地としての機能もそこで生まれてくると思います。もちろん大津のほうに大きな会社ができます。あちらのほうに行くにも大変ですけれども、あの道だけは極端にちょっと格差があるというふうに僕は思っております。

もちろん十町の採石場の先のほうに関しては、まだたたき台に乗ってないというような説明をいただきましたけれども、それはやはり議員の力不足と私も反省をしているところでございますが、ただ、あそこは通れます。11トンダンプが行き来できる、利用のできる道ではあります。

ですから、やはりその前に春富地区のあの生活道路です、あそこは。その改良を、どうしてもその改良ができないということであれば、代替道路の検討であったり、上原君が家を建てられましたけど、あの家の上を行くとか、そういうことも。あ、反対側ですね。川のほうを通っていくとか、そういう検討もやはりしていかないと、地権者の許可が出ないので止まっているということで一応、了解はしますけれども、やはりこれは地道に動かないと、本当に動かないと僕はこの石原町政の4年間で1ミリも動かなかったということがないように、この赤い公約にもきっちりを入れていただいておりますので、私たちもこれは真剣に取り組みますので、一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

町長の思いをお伺いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

玉名八女線、春富工区、和仁のところですかね、確かに幅員がかなり狭くて通行しにくい状況というのは私も認識しております。

令和元年に地元からの要望も上がっておりますので、また現在の状況等を確認しながら熊本県のほうに改めてお願いに上がってまいりたいと思います。ここの幅員の拡幅がまず行わないことには、おっしゃるとおり矢部谷峠のトンネルの通行にも影響が出ると思いますので、地元の意見をお聞きしながら、県のほうにお願いしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 少し早いですけれども、これで終わりたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、竹下議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後は13時、午後1時から開会します。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木原議員の発言を許します。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは）

3番議員の木原泰代でございます。令和4年第2回定例会二日目、午後1番目の質問者として登壇しております。

まず、傍聴席の皆様、本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。また、モニターにて御視聴の皆様には、この場をおかりしまして御礼を申し上げます。

私は、和水町の保健師として30年間、人の一生の病気の予防や健康増進に関する仕事をさせていただきました。「指導を受けて、すぐに病院を受診したから命があるよ」と、今の健康を喜んでいただける方がある一方、病気が重症化し不自由な生活をしておられる方々とも接してまいりました。「ほかの人にはこのような思いをさせないでほしい。私の事例を使って、こうならないように予防の必要性や予防の時期を伝えてほしい」と、自らの体験をお話いただいたこともありました。病気の発症と重症化を予防し、町民の皆様の健康にお役に立てる専門職になりたいと、職場の仲間と必死に学習をし仕事をしてきたことが思い出されます。

30年間の間にはいろいろな健康政策の変化がありましたが、平成20年度から導入をされた特定

健診、特定保健指導は大きな変化でした。この制度改革の目的は2つありました。国民の健康を守ること、国民皆保険制度を守ることでした。そして、その目標は、糖尿病などの生活習慣病の患者や予備軍を削減し、虚血性心疾患、脳血管疾患、慢性腎臓病を減らすことでした。従来の健康診断は、病気の早期発見、早期治療が主な目的でしたが、導入された制度は保健指導を必要とする対象者を明確にし、そして介入し、将来予測を踏まえた保健指導を行うこと。また、データ分析を通じて健康課題を設計し、目標に沿った保健指導を計画的に実施し、結果を出すことが求められました。その中間評価として健診の受診率、保健指導の実施率を定めて評価していくというものでした。

町は、国民健康保険の40歳から74歳までの対象者について、保険者として特定健診、特定保健指導を行うことになりました。特定健診の受診率は、制度導入時から熊本県や全国の同規模の町と比較しても上位の受診率を推移し、保健指導の体制も年々整い、事業の推進ができました。

制度導入から14年、その進捗は各種の会議等で報告されておりますが、特定健診、特定保健指導事業を中心に町の生活習慣病対策の取組状況について、町民の皆様と共有を図り、さらなる充実が必要だと考えます。

議員として初めての質問は、和水町の生活習慣病予防対策について、2点の通告をいたしておりましたので、町長に質問させていただきます。

1点目は、和水町国民健康保険特定健診の受診率の現状、向上に向けた取組、特定保健指導の状況について問うです。

2点目は、保健事業の成果と残された健康課題、解決に向けた取組についてです。

1回目の質問の要旨は以上です。町長におかれましては、簡潔な答弁を求めます。この後は、質問席にて行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） ただいま御質問の質問事項1、和水町の生活習慣病予防対策について、お答えします。

（1）「和水町国民健康保険特定健診の受診率の現状、向上に向けた取組及び特定保健指導の状況について」お答えします。

まず、特定健診受診率の現状でございますが、令和3年度の受診率は62.8%、熊本県下で3位となっております。

次に、向上に向けた取組ですが、受診率を向上させるために、事務職員と専門職員で分担して受診の勧奨を行っております。希望調査の回収率につきましては8割弱ということになっております。

最後に、特定保健指導の状況でございますが、令和2年度の特定保健指導率は81.2%で、県内で12位の数値でございます。専門職員が家庭訪問や個別の保健指導を行い、対象者への関わり、これは8割程度できているところでございます。

次に、（2）「保健事業の成果と残された健康課題、解決に向けた取組について」お答えしま

す。

まず、保健事業の成果でございますが、健診の受診率は高く、保健指導率も高い状況となっております。その結果、和水町の総医療費は減少傾向でございます。

次に、残された健康課題でございますが、国保の1人当たりの医療費が県下で高い状況であること、後期高齢者医療の脳卒中の割合が県下で上位であることが挙げられます。

最後に、解決に向けた取組についてですが、高血圧の方が多いと聞いております。さらなる対策や広報等を活用し、町民の方の健康増進に取り組んでまいりたいと考えています。

詳細につきましては、税務住民課長よりお答えします。

○議長（高木洋一郎君）

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの木原議員の質問にお答えします。

要旨の（１）「和水町国民健康保険特定健診の受診率の現状、向上に向けた取組及び特定保健指導の状況について」お答えします。

まず、特定健診受診率の現状ですが、先ほどの町長の答弁にありましたように、令和3年度の健診の受診率は62.8%で、1位の五木村、2位の山江村に続き、県内3位でございます。人口規模が小さい市町村に続き、1万人弱の和水町が上位を維持させていただいています。

令和4年度は、希望調査の回収方法を郵送に変更しましたが、回収率は80%弱で前年度と大きな変化はありませんでした。

次に、向上に向けた取組ですが、現在、受診率向上に向けて、事務職員と専門職員で分担し受診勧奨を行っております。事務職員が文書や広報等で受診勧奨し、専門職員が未受診者宅への家庭訪問を行っております。健診受診率70%の達成へ向けて努力をしているところです。

最後に、特定保健指導の状況ですが、先ほどの町長の答弁にありましたように、令和2年度の特定保健指導率は81.2%で、県内12位でございます。

その他の指導については、健診の結果から対象者を抽出し、受診が必要なハイリスク者やメタボ該当者、特定保健指導対象者等、優先順位を決めて指導しています。

特に、糖尿病の重症化を予防したい人や、血圧、メタボ、慢性腎臓病等の対象者を明確にし、家庭訪問や個別の保健指導を行っています。対象者への関わりは80%程度できています。

続いて、要旨の（２）「保健事業の成果と残された健康課題、解決に向けた取組について」お答えいたします。

まず、保健事業の成果ですが、健診の受診率は高く、保健指導率も高い状況です。そのため、早世される方が少なく、長寿の傾向にあります。

また、人工透析の総数も減少傾向にあり、和水町の国保の総医療費は減少し、後期高齢者の医療費も安定しております。

次に、残された健康課題です。

努力はしておりますが、新規の人工透析患者が年間に一、二名はいらっしゃることに、国保加入者の減少により国保の1人当たりの医療費が、県下では15位と高い状況であること、通院と比

べると入院の医療費が高いことなどが挙げられます。特に、後期高齢者医療の脳卒中の割合が県内2位、65歳から74歳は4位であることが課題です。このことは、熊本県の集計方法が令和2年度から変更されたことにより、最近、判明いたしました。そのため、現在、対応方法を検討しているところです。

最後に、解決に向けた取組についてですが、高血圧対策のさらなる充実が必要だと考えています。先ほど申し上げたような対象者を明確にした保健指導をさらに展開し、受診勧奨、減塩対策と、後期高齢者へ移行された方への切れ目のない保健事業を継続していきます。同時に、町の実態を広報や各種の保健事業を活用し、町民の皆様へ伝えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度の健診日程の変更がありました。受診率の低下等を心配しておりましたが、影響は少なかったようで安心いたしました。

また、今年度、希望調査を郵送法にされましたが、回収率の低下はなかったということをお聞きし、これも安心いたしました。このことは、町民の皆様と職員の皆様が協力してこの事業を推進してこられた努力の賜物だと思います。受診率向上につきましては、先ほどの御答弁のように受診率70%以上を目指して取り組んでいただくことを期待します。

ここで、1点目の特定健診について、再質問をさせていただきます。

第2期のデータヘルス計画書の中に、健診受診者と未受診者の医療費を比べたものがあります。健診未受診者に比べ健診受診者のほうが医療費が安いというデータがありました。未受診者の中には、生活習慣病重症化の危険因子をお持ちの方がいらっしゃる可能性があります。

医療機関にかかっておられればまだ安心ですが、未受診者の実態をどのように把握をしておりますか。

また、令和3年度の未受診者は何人か、お尋ねいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和3年度の特定健診の未受診者の実態についての御質問だったかと思えます。

まず、未受診者数ですけれども、特定検診の未受診者数は令和3年度695人でした。

そして、特定健診の未受診者の実態ですけれども、未受診者の方は一番多いのが病院での長期の入院をされていらっしゃる方、そして、人間ドックや職場での健康診断を別途、受けられていらっしゃる方、あと長期の不在者というのがメインになっております。

専門職員が勧奨訪問では、リスクが高い方を訪問しておりますけれども、その方たちも病院受診中の方も多ということで、専門職員も分析をしております。

未受診者には、事務職が受診勧奨通知や広報等を活用しております。また、専門職は、ハイリスク者の訪問に取り組んでおります。事務職員と専門職員で役割分担をして、未受診者の対策を

取り組ませていただいております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 事務職と専門職で役割分担をして、未受診者の実態を把握されているということをお聞きし安心しました。

特に、健診も医療機関もかかっている人の状況把握も、今後、一層、取り組んでいただくことを期待します。

次に、1点目の特定保健指導への再質問をさせていただきます。

特定保健指導については、税務住民課と保健子ども課の専門職が担っておられると思いますが、専門職の所属や人数はどうなっていますか。

また、課が違う中でどのように役割分担をして指導をされているか、簡単にお答えください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの木原議員の特定保健指導を行う専門職の人数と、また課を超えての役割分担についてお答えいたします

特定保健指導につきましては、税務住民課の国保年金係に保健師2名、看護師1名、栄養士2名、会計年度任用職員の方なんですけれども、計5名いらっしゃいます。

それから、保健子ども課の保健予防係に保健師6名、栄養士1名、計7名です。そのうち保健師のうち2名は産休を取得中でございます。

また、役割につきましては、行政区ごとに担当を分けて保健指導を行っているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 課や係を超えての事業推進で大変だと思いますが、担当地区を分け、受持ちの地区の対象者に責任を持って活動しておられるということをお聞きし安心しました。

多くの受持ち地区の皆様と出会い、体のことを大切だと思ってもらえるような保健指導の実践を繰り返されることを期待します。

先ほど、保健指導担当者の全体の人数を教えてくださいましたが、保健指導において栄養指導は重要な役割を占め、管理栄養士・栄養士の果たす役割は大きいと考えます。

改めてお尋ねしますが、特定保健指導に関して栄養士のマンパワーの不足はありませんか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 木原議員の特定保健指導についての質問にお答えいたします。

先ほど、お答えしましたように、特定保健指導については、栄養士も課をまたいで連携を行っております。税務住民課栄養士が会計年度職さんが2名、それから保健子ども課正職員1名の

計3名で取り組んでおります。また、それに加えまして、保健子ども課の栄養士は、妊婦から乳幼児・成人・高齢者と幅広く多岐にわたっての栄養指導に取り組んでおります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 人員不足についてはどうなっていますか。

○保健子ども課長（宇野貴子君） 人員不足につきましては、それほど考えておりませんが、すみません。

ただ、今、医療保健師で一生懸命、取り組んでいらっしゃるというところで、少し無理はあるかとは思いますが、町民の方のために一生懸命、取り組んでいらっしゃるというところではあります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 任期付職員の雇用で特定保健指導に関する不足はないのかもしれませんが、正職員の栄養士は子ども保健課の栄養士1人という答弁でございました。

保健子ども課の栄養士は、先ほどの答弁にもありましたように特定保健指導事業に加え、母子保健事業、食生活改善推進事業と幅広い業務があることと認識しております。

正職員の栄養士の業務量も適格に把握していただき、今後、正職員の栄養士の確保も検討課題として加えていただくことを期待します。

1点目につきまして、最後の再質問です。

年々国保の加入者が減っていますが、今後も人口の減少と働き方改革によって社会保険の加入者が増えてくるのが予測されます。今後、国保以外の方の生活習慣病対策としてどのようなことを検討されているのか、答弁を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの木原議員の「今後、国保以外の方の生活習慣病予防対策としての検討をされているか」という御質問にお答えしたいと思います。

生活習慣病予防対策は40歳からでは遅いということもございまして、国保以外の保険者さんで社会保険や共済組合保険の方も19歳から39歳までの方に特定健診に準じた健診を受けていただく機会を設けております。その健診結果を受けて、保健指導につなげていく取組を今、行っているところでございます。

次に、学校教育課と保健子ども課が連携をいたしまして、小学6年生を対象に、学童の生活習慣病予防健診（血液・尿検査・身体検査）を行う取組を行っております。健診の結果で指導が必要な児童とその保護者に対しては、親子1組ずつを丁寧に、保健師・栄養士が指導を行うという取組をしておるところでございます。

このような取組のほかにも、今後も妊娠期からの指導、母子保健事業の充実や、食生活改善事業を通して国民健康保険以外の方と関わっていく予定でおります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 「国保以外の方の健康診断体制も整え、保健指導も実施される」と答弁いただきました。

生活習慣病の発症と重症化予防は、個人の健康だけでなく医療費や介護保険等の社会保障制度を安定されることにつながります。国保以外の方も含め、切れ目のない生活習慣病予防対策のさらなる充実を期待します。

ここで、2点目の答弁について、再質問をします。

「入院等では医療費が高くなる」との答弁がありましたが、虚血性心疾患、脳卒中で入院された場合や人工透析での医療費はどのくらいかかりますか、お尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの御質問にお答えします。

「虚血性心疾患、脳卒中で入院された場合や人工透析での医療費について」の御質問だと思います。

まず、虚血性心疾患の治療費としましては心臓バイパス手術等で1回500万程度かかります。

また、入院等をされた場合には、脳卒中等で1回の入院とリハビリで1,000万程度かかっております。

また、人工透析の治療費としましては、年間に600万円ほど、初回ですと1,000万ほどかかっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 一人一人の特性は違います。個人の体の特性で生活習慣病が急に重症化してしまう方や感染症等で短期間で人工透析になられた例も経験しております。必要なときに必要な医療費は使わなければなりません。それを支えるのが国民皆保険制度です。

しかし、予防可能な生活習慣病の発症を未然に防ぐ、重症化するのを数年、抑えることで、本人の健康の質や金銭的な負担、町の医療費や介護保険に係るお金などが少なくなります。

国民健康保険や介護保険の税金の金額にも関係してきます。そのことを町民の皆様にもあらゆる機会を通して伝えていただくことが必要だと考えます。

次に、2点目の残っている課題について、再質問をします。

和水町が脳卒中の課題が残っていることを町立病院等でポスターで掲示されておりました。また、広報なごみの5月号、和水町公民館図書室だよりでは、和水町が脳卒中が多いこと、和水町の小学生の8割が塩分の取り過ぎであること、そして、高血圧対策の重要性を伝える本が紹介されておりました。

また、町の集団の健康診断会場では減塩に関する啓発活動がされており、このような取組はいいなあと感じたところです。今、町で取り組んでおられる高血圧対策の取組について、具体的に質問します。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 木原議員の質問にお答えいたします。

高血圧対策の具体的な取組についてでございます。

町の健診を受けた方の中で、上の血圧160以上または下の血圧100以上の方に対して家庭訪問などを行いまして個別に保健指導を行っています。

次に、食生活改善事業としまして、和水町食生活改善推進委員の方と栄養士により、減塩料理の伝達講習等、減塩に関する情報や料理等を地域に広げる取組を行っているところです。

また、減塩食品についても積極的な啓発を行っているところです。どんな減塩食品があるのかの情報発信をリーフレット配布等、乳幼児健診や住民健診などで行っております。また、減塩食品に限らずどの食品にどれだけの塩分が含まれているかの情報提供や、食品表示を見て購入する習慣を増やす活動も行っているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 和水町の小学生の8割が塩分が取り過ぎであったということについて、もう少し詳しく教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 木原議員の「小学生の8割が塩分を取り過ぎている詳細について」お答えいたします。

具体的な検査内容なんですけれども、小学6年生を対象に毎年、夏休みを利用して実施しています生活習慣病予防のための健診を行っています。

その中で、令和2年度から、1日の塩分摂取量の目安が分かる尿検査を取り入れました。基準値は、年齢や性別により異なりますけれども、小学6年生の塩分摂取量は1日に6グラムから7グラム未満です。今回の健診で、基準値を超えて塩分の取り過ぎと判断された児童の割合は、男の子は受診者33人中27人（81.8%）、女の子は受診者21人中17人（80.9%）と、約8割でした。

そしてその要因としましては、家庭での食事や外食、お菓子などの間食が考えられますけれども、詳細は未定です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 小学生の8割が塩分を取り過ぎているということは、小学生のいる御家

庭も塩分を取り過ぎているということが予測できます。妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、成人期と継続した生活習慣病対策を進めていくことが重要だと考えます。ぜひ、継続して取り組んでいただくことを期待します。

町民の健康診断と保健指導に携わる係だけでも、子ども保健課、税務住民課、福祉課と3つの課にまたがって実施されています。乳幼児健診から全般の健診事業を担っていただいている保健子ども課、保険者として国保や75歳以上の後期高齢者の健康診断と保健事業を担当しているのが税務住民課、介護予防の保健事業を担当しているのは福祉課と、年代や保険の種類で分かれて担当係がいます。

どのように事業を調整しておられるのか、お尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 木原議員の「事業に対しての各課の調整について」の御質問にお答えします。

和水町では健康増進計画「健康なごみ21」を策定しておりますけれども、この各種計画書に基づいて、税務住民課、福祉課、保健子ども課と連携をし情報共有を行いながら、定期的なミーティングを行い業務分担の調整を行っているところです。

事例検討やそれから事業検討など必要に応じて行っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 課を超えた連携と事業展開は大変さも多くあると想像できます。トップの理解が何より大切であると考えます。

最後に、町の財産である、町民の命と健康を守る生活習慣病予防対策に対する町長の覚悟を再度お尋ねいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） ただいまの木原議員の質問にお答えします。

生活習慣予防対策に対する私の思いということでございますが、生活習慣病はいまや健康長寿の阻害要因だけではなく、和水町の医療費にも大きな影響を与えております。

その対策として、平成30年から令和5年までの期間で策定しております和水町健康増進計画の基本的な取組として、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を掲げております。

この計画に添いまして、健診結果等から生活習慣病発症のハイリスク者を明確にし、科学的根拠に基づいて、保健師や栄養士が個々の生活習慣の状況に応じたきめ細かい保健指導を実施することで、改善につながるものと考えております。

町の財産でもある町民の皆様方の命と健康を守る生活予防対策を一層充実させてまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 町長の熱い御覚悟をお聞きし安心しました。

本日の答弁を確実に推進し、町民の命と健康を守っていただくことを期待して、私の一般質問とします。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、木原議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

1時50分から再開します。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時48分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、齋木議員の発言を許します。

6番 齋木君

○6番（齋木幸男君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは）

令和4年6月7日火曜日、1時50分、6番議員、齋木幸男の一般質問を始めます。傍聴されている皆様、お忙しい中、ありがとうございます。

また、後日、会議録をお読みになる方は、どうか最後のページまでお読みください。

私は、和水町議会に皆様の声をお届けします。今回、一般質問でも町民の皆様のお気持ちとが和水町のまちづくりに反映されるよう質問・提言してまいります。どうぞ最後までよろしく願いいたします。

では、町議2期目の最初の一般質問です。

東日本大震災、熊本地震、昨年、一昨年の豪雨災害、今度はウクライナの戦争とまさかが続いています。想定できない災害が続いています。新型コロナウイルス感染症にも慣れてきましたが、気を緩めてはならない時期とっております。継続していかなければならないとっております。いまだ緊張をしている状態は続いていると、私は考えております。

このような中でも、私は2期目のスローガンは、「子育てするなら和水町」とさせていただきたいと思っております。子育てするなら和水町、まず、「県北地域で子育てをするなら和水町といわれるまちになろう」です。このことを第一目標とし、また、実現するために議員活動を継続してまいります。今回の一般質問の全てに関連した目標でございます。

では、会議規則の規定により通告した3件の一般質問をさせていただきます。

質問事項1、町長の公約について。

質問要旨（1）公約の給食費無償化の内容と実施時期について問う。

（2）公約の高齢者支援で、グラウンドゴルフやペタンクなどの地域生涯スポーツの

支援とあるが、内容と実施時期について問う。

後は、質問席にて質問させていただきます。執行部におかれましては、持ち時間内に終わるよう簡潔明瞭に御回答ください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問事項1、町長の公約について、お答えします。

（1）「公約の給食費無償化の内容と実施時期について問う」にお答えします。

学校給食費の無償化につきましては、本年度は新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用し、半額を助成することで子育て世帯の経済的負担の軽減を図ろうと考えております。そして、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食の提供を行ってまいります。

次年度以降につきましては、財源を十分に検討し、ふるさと納税等により基金を積み立て、この基金を財源に取り組んでみたいと考えております。

次に、（2）「公約の高齢者支援で、グラウンドゴルフやペタンクなどの地域生涯スポーツの支援とあるが、内容と実施時期について問う」にお答えします。

和水町の高齢化率は約4割と高い状況にあり、高齢者の健康増進のための整備は必要となります。政策としても、高齢者の方々が安心して暮らせる環境づくりを掲げております。地域生涯スポーツは健康の保持増進のための有効な手段の一つと考えており、各種イベントや事業の開催、施設の充実・整備、団体の活動支援等を考えております。地域生涯スポーツなどに関っている皆様からの声を聞きながら、心身共に健康で、安心した生活を送っていただけるよう支援してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齋木君

○6番（齋木幸男君） 要旨1の再質問をいたします。

半額無償化ということで承りました。

私は、全額無償化ということで、この4年間言い続けてまいりましたが、半額無償化ということで、大変よかったなと思ってます。

今、コロナ禍で原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰化の影響を受けた子育て世代の負担軽減につながります。今すぐにこの子育て世帯の負担軽減につながるいい施策だと思っております。

また、国のコロナ対策地方創生臨時交付金を活用していますが、一般財源も使っています。町民の応援も入っていると、私は考えております。

しかし、まだまだ半歩くらいしか進んでないと思っております。全額無償化に向けて、質問を続けさせていただきます。

近隣の自治体の給食費無償化の対応状況は、今どのようになっていますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 齋木議員の御質問にお答えいたします。

コロナ交付金の取りまとめの課ということで、私が答弁させていただきます。

有明管内の給食費の助成のほうですが、まず、玉東町につきましては、令和2年度から小中学生全て全額無償化になっております。南関町につきましては、平成29年度から月額2,000円の補助をしていると。半分程度の補助となります。長洲町、荒尾市につきましては、両方一緒なんですけれども、平成29年から小学生のみの全額補助をやっているというところなんです。玉名市におきましては、補助の予定はなしというところを伺っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齋木君

○6番（齋木幸男君） 再質問させていただきます。

この質問は、私は7回目になると思います。平成30年6月の議会では「公約である」、元年9月では「移住定住の推進に貢献する」、令和2年3月は「子供の貧困解消につながる」、令和3年3月は「コロナによる子育て世代の経済苦、出生数の減少とこういふことで、この解決策になる」、令和3年9月は「学校跡地売却等による財源は確保できた」、令和3年12月は「給食費の無償化は和水町の将来を担う子供たちへの教育への投資である。町民から応援給食として考えて提供してはどうか」ということを提案させていただきました。

今回、7回目の質問では、子供の出生数低下を防ぐためにも、この学校給食費の全額無償化は必要であるということをご提案させていただきます。

6月4日の熊日新聞に、「2021年生まれの赤ちゃん数、出生数は81万1,604人で、厚労省統計開始以来、最小となった」との報道がなされました。しかし、和水町の出生数は平成27年度は66名、平成28年度は67名、平成29年度は65名、平成30年度は45名、令和元年是39名と物すごく減ってしまいましたが、令和2年度は50名、令和3年度は47名と下げ止まっているようです。これは、私が調べた数字です。これは、コロナ禍であることを考えれば、大変良い数字だと、私は考えております。

私が感じるころは、お一人、お二人、3人と、子育てをしている方が増えているのではないかと思います、1世帯で。もちろんお一人お育てになっている方も素晴らしいことです。

そこで、給食費です。1つの世帯で御夫婦が1人、2人、3人と子供の数が増えれば、給食費の負担は子供の数分そのままその御家庭にのしかかってくるわけです。

今回、選挙活動を通して多くの方からこの話をお聞きしました。この子供の数が多い家族の負担減にも、この給食費無償化は大いに役立つと。また、子供の移住定住、子育て環境の改善にも助かるんじゃないか、こういう声をたくさんの方から聞いております。

私は、改めて給食費の全額無償化は「ベター」「ベスト」「マスト」とあれば、もう「マスト」だと思います。「子育てするなら和水町」と言われるための必要条件だと思っております。

改めて、石原町長にお伺いします。全額無償化、公約実現のために、どのように取り組んでい

くか、お考えをお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。給食費の完全無償化についてのお尋ねでございます。

先ほど、答弁しましたとおり本年度については、コロナの交付金、一時的な財源ということで半額補助を行わせていただこうと考えております。

来年度以降につきましては、繰り返しとはなりますが、財源をまずは確保することが重要だと考えております。これについては、今年度のふるさと納税、これの額を現在、昨年の7億円から7億円を超える数字を出しまして、これを基金に積みまして、この基金を財源として次年度以降、実施していければというふうに考えております。

質問にありましたように、世帯の状況、多子世帯への例えば、第二子、第三子の全額補助等いろいろな手法がございますので、まずは財源のことを考えながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齋木君

○6番（齋木幸男君） 「まずは財源確保が重要。そこからやる」という答弁だったと承りました。

では、要旨の2の再質問に移ります。

グラウンドゴルフ、ペタンク、高齢者地域生涯スポーツの支援と、この石原町長の公約を掲げられております。このことはもちろん選挙活動、また今もいろいろ声が上がっておりますが、私のところに上がっているお声、これを届けさせていただきます。

町のグラウンドの使用料がかかっております。まずは高齢者の方、こういうグラウンドゴルフ、ペタンク等は無償にすべきではないかという声が大変多くございます。

町長のお考えをお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 町民グラウンド使用料について、お答えします。

私も政策のほうで生涯スポーツの支援を掲げております。繰り返しになりますが、生涯スポーツの支援としましては、各種イベントの事業や開催、施設の充実、整備、団体の活動支援を掲げております。

高齢者の皆様が実施される生涯スポーツ、グラウンドゴルフやペタンクにつきましては、健康増進のための重要な運動であると認識しております。昨日の答弁と重なりますが、昨年の議会で使用料の徴収が決定されておりますので、その辺の経緯を踏まえて、また改めて検討させていただき、議会のほうに御説明させていただければと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齋木君

○6番（齋木幸男君） 答弁いただきました。町長の答弁を聞いて、再質問をちょっとさせていただきたいんですが。

私も、今、町長がおっしゃった使用料のことに関しての議決をしたほうなので、なかなか言いにくいんですが、今回は選挙公約でもあります。また、和水町の町民の民意は変わっているのではないかと思います。

石原新町長は、この支援ということを公約に掲げて当選されたわけです。

また、この活動の中でもグラウンドの使用料は無償にしてくれという声は大変多く聞いていらっしゃるんじゃないかと思いますし、私自身は大変、そう言われました。

そこで改めて聞きますが、町民の民意は変わった。このことはこの使用料の見直し、十分考えるきっかけにはなるんじゃないかと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

選挙において私を選択していただきましたということは、公約の中身も判断していただいた結果だとは感じております。

グラウンドの使用料の件につきましては、改めまして町のほうで住民の皆様の意見等を整理しまして、議会の皆様にもまた御説明、差し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齋木君

○6番（齋木幸男君） 再質問させていただきます。

グラウンドゴルフやペタンクの方から、もう一点、よく「ここを聞いてくれ」と言われたことがあります。それは、トイレの問題でございます。

グラウンドゴルフやペタンクをやられている方、そこそこの地域でされておられたりします。トイレに非常に困っていらっしゃるようです。このことももちろん町長は聞いていらっしゃると思いますが、このトイレの課題といいますか、そういうことはどのように考えておられますか、お考えがあったら、お答えができるようだったら、お聞きしますが。

○議長（高木洋一郎君）

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。グラウンド等のトイレの件でございます。

まず、三加和支所前のグラウンドのトイレにつきましては、今回、コロナの交付金を活用しまして洋式化の改修を行うこととしております。

町の総合グラウンドにつきましては、来年度以降の実施に向けまして、今年度、トイレの増設ということで設計費用を今回の議会に計上させていただいております。

運動していただく方にとって、やはりトイレというのは重要なものがございますので、その配置、数等を見極めながら、設置のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齋木君

○6番（齋木幸男君） お答えいただきました。

あと一点、答えられないかもしれませんが、町のグラウンドではなくてグラウンドゴルフやペタンクというのはそれぞれの地域、南校区を例に挙げれば、私有地を借りて今、運動されています。そこにトイレがないわけですね。そのことを私もこのことで町長に1回、聞いてくれと。しかし、そのグラウンドゴルフの方も町長には一定、いろいろとお伝えしていると、聞いていたものでお聞きしたのですが、この各地域でやられている方のトイレの問題、課題、そういうのは何か聞いていらっしゃるかどうか、答えられる範囲で結構ですが、お聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） 齋木議員、「私有地にトイレ」という御意見ですか

○6番（齋木幸男君） 私有地でグラウンドゴルフをされている方たちが「その辺でトイレができないので、どうにかその課題を解決するような方策をしていただけませんか」と、ずっと聞かれてたので、聞いていらっしゃるかなあと思ったんです。

○議長（高木洋一郎君） そういうお話を、町長は住民地域の方から聞かれたことがあるかということに対して、お答えをいただきたいということですね。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） お答えします。南校区の件については、まだ私の耳には届いていなかった状況です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齋木君

○6番（齋木幸男君） 答弁いただきました。このグラウンドゴルフやペタンクをされている高齢者の方たちは、まさに町の将来を考えていらっしゃる方で、いろいろなアイデアとかもちろん町長も応援していただいておりますし、町のためにボランティアとして尽くされたりとか、子供の見守りとかたくさん活動されている方ばかりだと、私は把握しております。

その方たちが、私も初めての議会ですから、町長にぜひ言ってもらいたいと、言われてお伝えしますが、関連した質問になりますが、このグラウンドゴルフ場、白石堰の広場に作ってはどうかとか、その周辺にコスモスの花を植えれば観光地になるとか、または江田川にお魚を放して釣り堀も併設するとか、いろいろなアイデアを言われてきます。きっと町長の耳にも入ってるんじゃないかとは思いますが、また私も一般質問でいろいろこのように質問しておりますし、今回は11人の議員が一般質問されております。まさに町長1人でこういうことを解決していくのは無理ではないかと、私は思います。

改めて、町長のこの公約実現、町の課題解決のために、新しい部署でもつくってしっかり町長のこの考えを推し進めていく、そういう新しい部署というか組織、そういうものが必要ではないかなあと考えております。

また、そういう人たちは自分たちも町のために未来会議とかつくって協力したいという声が上がっております。こういう声を受け止めて、町長は思いか何かあったら、お答えできるようだったお願いできますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 齋木議員、高齢者支援との関係で、そういった未来の会議。

○6番（齊木幸男君） 未来会議というのは別になくて、このグラウンドゴルフとかをやっている高齢者の方たちが一生懸命、町のために尽くしたいと。私も言ってますけど、関連して、これだけたくさん言われてますから、町長1人では無理ですから、改めて新しい部署でもつくって頑張ってもらおうか。

もう一つは、そういう。

○議長（高木洋一郎君） 分かりました。地域生涯スポーツの支援ということで、お尋ねになってますので、ちょっと外れるかなと思います。

○6番（齊木幸男君） では、そこは提言ということで、お願いします。

○議長（高木洋一郎君） そうですね、提言でお願いしたいと思います。

○6番（齊木幸男君） はい。という提言をお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

質問事項2、防災対策について。

激甚化の一途をたどる豪雨、現在、報道等によると、国は被害想定を百年に一度の雨から千年に一度の雨に切り替え、防災計画の大転換を図っています。

平成30年西日本豪雨、死者行方不明者は305人、令和元年台風19号、死者行方不明者は123人、令和2年7月豪雨、死者行方不明者は88人、令和2年7月豪雨は熊本県の球磨川やその支流で氾濫が生じ、人吉球磨地域は甚大な被害が発生しております。

和水町でも、令和2年9月6日の台風10号、男119人、女225人、合計344人、187世帯の避難が生じました。令和3年9月21日、台風14号では10世帯の避難が生じております。町内では倒木等の被害が多数、発生しました。

前回、3月議会の際も質問した同じ内容ですが、石原新町長が就任されましたので、改めて伺います。石原新町長も災害に負けないまちづくりを挙げていらっしゃいますので、改めてお聞きします。

質問事項2、防災対策について。

質問の要旨（1）指定緊急避難所は各校区に1つ以上はあるほうが良いと考える方は多い。町長の考えを問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） ただいまの2番、防災対策について、お答えします。

(1) 「指定緊急避難所は各校区に1つ以上はあるほうが良いと考える方は多い。町長の考えを問う」についてお答えいたします。

現在、本町の避難場所及び避難所の数は、自主避難所が2か所、指定緊急避難場所が31か所、指定避難所が13か所、福祉避難所が4か所となります。

この避難所の中で指定緊急避難場所とは、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所を指しますが、校区別では旧南小校区には指定緊急避難所はない状況となっております。このことにつきましては、河川の状況や地域の状況によって指定がなされている経緯がございます。町としましては、現在指定がある施設の利用をと考えております。

町においては、気象台や県などから来る最新の防災情報を随時入手し、災害の危険が切迫する前に、早期に住民を避難させ、被害の未然防止に資する予防的避難を念頭にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齋木君

○6番（齋木幸男君） 要旨1、再質問させていただきます。

前回、3月議会でも一般質問をさせていただきました。「令和2年の防災会議では、新型コロナ対策のため避難所の管理運営、感染防止対策の実施が追加された。避難所が過密にならないよう全ての収容人数を3分の1に減らした。また、避難所数は令和2年度に1か所減、令和3年度に町の学校統廃合事業等で4つの体育館が使えなくなったが、新たに避難所を4つ指定した」との回答でした。結局、避難所は36か所から35か所、1つ減でございますが、定員は3分の1になったわけでございます。

しかし、「災害が起きた際は、最初に自主避難所として公民館を開設、それから順次、各公共施設、体育館等を開設する予定なので避難者には対応できる。また、公共施設のみが避難所ではなく近くの公民館や知人の家も避難所となる。防災情報は速やかに町民に伝達し、早目、早目の避難をしていただく」との3月議会の回答でございました。

そこで、石原町長にお聞きしたいことは、町が行った学校跡地活用事業で、4つの小学校の体育館が使えなくなりました。特に、旧南小学校区、南地区には避難所がなくなってしまいました。ただいま回答があったとおりでございます。

令和3年12月の議会において一般質問で、日平区、蜻浦区、用木区、萩原区の4人の区長さんの連盟で南小学校区に避難所設置を望む要望書が出たわけですが、町の回答は、「避難所と指定される町公共施設を利用させていただきたい」ということで、南地区の方は避難所が南校区に設置されなかったため、いまだ防災の避難に対する不安、懸念が解消されていない状況でございます。

以前からお話ししているとおり、歩いていける距離に避難所は必要と私は考えております。この要望書、最終的に目指していたところは、令和3年9月の議会の際にもお聞きしましたが、南校区の皆様は旧南小学校跡地、幼稚園跡地を避難所にしたいということを考えております。そう

すれば、旧小学校跡地なので、親しみやすく使い勝手はよく、旧南小学校跡地は駐車場も広いので車中避難や防災駐車場にもなりますし、活用の幅は広いと皆さん、考えていらっしゃる。

しかし、今の時代ですから、避難所だけの設置が難しいのは分かっております。前回は申し上げましたが、ハイブリッド型の避難所がよろしいと、私は提案させていただいております。公園やレクリエーション広場、またグラウンドゴルフ場も兼ねた施設でございます。避難所、避難者駐車場、災害トイレも設置されたような、仮に「ハイブリッド型の避難所」と申し上げておきます。

防災避難所は町民融和、コミュニケーションの場所としてもうってつけの場所でございます。この旧南小学校跡地の所有者の方も「町に協力する」とおっしゃっていらっしゃるようです。「旧南小学校が1,000万円で売れたなら、その1,000万円で購入しても十分、おつりは来るくらい」とおっしゃる町民の方もいらっしゃいます。

私は、改めて石原新町長に、賃貸やまた購入も含めて考える価値はあるのではないかと思いますので、町長の思いをお尋ねいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

旧南小学校跡地の件でございますけれども、まず、繰り返しになりますが、避難所の指定につきましては、河川の状況や地域の状況によって設定しておりますので、現在、南小学校校区にはないという状況にはなっております。

御提案の土地の件でございますが、今回、初めてお聞きしたんですけれども、まず、民地であるということがございますので、その避難所とそれ以外のハイブリッドの活用というお話もございますが、まず避難所としての必要性があるかどうかの判断というのが町としては必要となってきますので、そこの検討をする必要があると思います。

お話はありますけれども、今すぐどうこうという判断はできないと思います。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齋木君

○6番（齋木幸男君） 再質問させていただきます。

和水町のホームページに、5月10日掲載されております。水防法が改正され、中小河川が追加で浸水想定区域が指定されることになりました。もちろん、和水町の中小河川も当てはまっております。洪水浸水想定区域には、南校区では用木公民館もその中に入ってしまった。これで南校区の公民館は全て洪水土砂災害の想定区域に入ってしまった。南校区では洪水土砂災害の想定区域以外の公民館がなくなったわけでございます。

これを受けて今後、町はどのような方針または予定で防災に取り組もうと考えているか、お聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 今の齋木議員が御質問されました内容、県のほうが昨年から今年度にかけて、洪水時の浸水想定区域というのを見直しました。

これを受けまして本町におきましても、今ある防災マップ、ハザードマップ、平成30年度に作られておりますけれども、今年度、予算を計上させていただいております。その中で改めてこの浸水想定区域の変更に伴って各地域を見直して、その中で避難所の位置づけを検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齋木君

○6番（齋木幸男君） 答弁いただきました。改めて石原町長に提言させていただきますが、次の防災会議、もしくは町長判断で、ぜひ各小学校区に避難所を1つは設定する、そのようにしていただきたいと要望し、次の質問に移ります。

質問事項3、学校跡地活用事業について。

学校跡地活用事業はどの自治体でも大変な事業でございます。売却や再利用もできず、放置されている学校もあると聞きます。本町では、幸運にプロポーザルの方式で旧東、西、神尾、南小学校が売却され、町民の新規雇用等の地域活性化の事業が動き出しております。

私は、昨年の6月議会でも申し上げたと思いますが、売却完了後に、この学校跡地施設活用事業が地域の活性化や地域雇用の創出、地域雇用に寄与する有効な活用が成し遂げられることこそが最も重要と考えております。

町民の方が言われるには、「売ってしまえばそれで終わり」という方もいらっしゃいますが、私は、この売却された後が重要だといつもお答えしております。

そして、「活性化の起爆剤」という形容詞がいつもつきますが、もちろん活性化の起爆剤ですが、この言葉には裏があります。絵に描いた餅という言葉がついてまいります。私が言った売却の後、地域雇用の創設や地域の貢献に寄与する有効な活用が成し遂げられてこそ活性化の起爆剤になると思っておる立場で質問をさせていただきます。

また、こういう重要な事案ですから、この町民の代表の議会にはいろいろ御報告をしていただきたいということも議会で申し上げましたが、「何かあったときにはちゃんと報告する、年に1回とか定期的には報告はしない」という御回答でしたので、改めて今回、お聞きしているところでございます。

では、質問事項3、学校跡地活用事業について。

質問要旨（1）学校跡地活用事業は活性化の起爆剤と言われてきたが、現在の進展状況を問う。

（2）町内の雇用にはどれくらいの影響があったか問う。

（3）旧南小学校の工事はいつから始まるのか問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

3番の学校跡地活用事業について。

（1）「学校跡地活用事業は活性化の起爆剤と言われてきたが、現在の進展状況を問う。」にお答えいたします。

小学校の統合に伴い廃校となった旧菊水東小学校、旧菊水西小学校、旧神尾小学校、そして旧菊水南小学校の校舎及び土地を民間企業へ譲渡しております。それぞれの企業においては、稼働準備を進めていただいているところです。

しかしながら、議員も御承知の通り、ロシアがウクライナへ侵攻し、世界中が混乱している状況の中、各企業でも様々な影響が出てきているところです。

進展状況ですが、まず、旧菊水東小学校につきましては、和木工場の建屋は完成しており、現在稼働中でございます。

旧菊水西小学校でございますが、こちらも稼働しております。

旧神尾小学校ですが、工事着工予定は今年の7月頃で、竣工が来年7月頃の見込みと聞いております。

そして、旧南小学校ですが、ウクライナ情勢により物流の低下、物価の高騰などによりまして、着工、竣工は未定というふうに伺っております。

次に、（2）「町内の雇用にはどれくらいの影響があったか問う。」にお答えします。

稼働しております2社のうち、まず、旧菊水東小学校でございますが、同一敷地内に本社移転も将来的には見据えられておりますので、現在のところ数名程度の雇用と伺っております。

また、旧菊水西小学校については、正職員雇用3名、アルバイト雇用2名、そのうち町内雇用者は正職員で1名、アルバイトが2名というふうに伺っております。

次に、（3）「旧南小学校の工事はいつから始まるのかを問う。」について、お答えいたします。

先ほど、進展状況でも申し上げましたように、ウクライナ情勢によりまして、物流の低下、物価の高騰によりまして、着工、竣工は未定ということをお伺いしております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。

要旨1から再質問をさせていただきます。

繰り返しになりますが、私はこの学校跡地ですね。地域の活性化や地域雇用の創出、地域貢献に寄与する有効な活用が成し遂げられることこそが、重要と考える立場で質問させていただきます。

今の答弁では、旧神尾小学校が着工が今年の7月頃ということ、また、旧南小学校においては、まだ着工は未定ということで承りました。

この各小学校の住民説明会でも、また、プロポーザルの要項にもありますとおり、企業と一緒に

にですね、町は企業と一緒に、企業に丸投げするのではなく、住民と企業、そして行政、この3者がよく話し合い、連携して、和水町を発展させていくような状態になるよう、努力していくとあります。

1の再質問として、この遅れているところとか、着工予定が遅れているところ、また、南小学校においてはまだ着工が未定ということですが、改めて町ででき得る範囲で協力していく、そういうことは必要じゃないかと思いますが、石原町長の考えをお伺いします。

担当課長でも、もちろん大丈夫です。

○議長（高木洋一郎君） 支援って、例えばどんな支援をとという質問なんですか。具体的に言っていたかないと、多分答弁のしようがないと思うんですが。

○6番（齊木幸男君） この工事が遅れているところは、また順調に進むように、また、南小においてはまだ未定ということですから、できるだけ早く工事が着工するように、町ができ得る範囲で協力していく、そういうことが、町長は考えているかということをお聞きしております。

○議長（高木洋一郎君） 分かりましたか。よかですか。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） 跡地活用の企業の進捗、進展状況についてでございますけれども、当初の企業が示しているスケジュールがございます。これのスケジュールどおりにいっているか、いっていないか、実際のところは、南小についてはウクライナ情勢等によりまして遅れている現状でございます。これにつきましては、地元の区長さんへの説明が必要になるかと思っておりますので、進捗等については、随時ではございますが、御説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。

令和3年9月の議会の答弁でも、プロポーザルの要項どおり、活用事業者と随時連携をして、計画の進捗状況、経営状況、必要があれば年に何回でも調査確認し、町としてやるべきことはしっかりやるとの答弁がっております。改めて石原町長には、しっかりこの事業が進むように頑張ってくださいと要望し、要旨2の質問に移らせていただきます。

要旨2の再質問でございます。

旧東小学校では、本社移転も見据えておるので、数名程度雇用していると。また、西小学校では、町内の新規雇用者は正職員で1名、アルバイトが2名という数がお答えがあったわけでございます。

繰り返しになりますが、この町内の新規雇用、ここが最も重要であると思っております。私はまだまだ足りないんじゃないかとは思いますが、企業活動でございますので、なかなか言えませんが、ここも議会の答弁のとおり、企業に丸投げするのではなく、企業と一緒に、住民、企業、そして行政、この3者がよく話し合い、連携して、和水町の発展をさせていくという大前提で

ざいますので、もう少しあってもいいんじゃないかとは思いますが、石原町長のお気持ちをちょっとお聞きしたいのですが、多いか、少ないか、もうちょっと頑張ってくれ、言える範囲内でお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） 町内の方の雇用について、お答えいたします。

各企業の内情がございますので、現在こういう状況かとは思いますが、町としましてはできるだけ町内雇用をお願いする形で、企業様のほうとお話をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。

では、要旨3の再質問をさせていただきます。

石原町長がおっしゃったとおり、企業には非公開の情報もあると思いますし、公開しては企業活動に障ることがあると思いますので、なかなか調査とかそういうのはできないのかもしれない。

旧南小学校のことをお聞きします。

旧南小学校、小学校ですから、皆さん、そこで勉強したり、または保護者としてそこのお世話をされていました。もちろん今は草が生えています。草刈りとかですね、何て言うんですかね、今までずっとのり面の草刈りとか、校舎のグラウンドの整備とか、お手伝いをされていた地域住民の方が、現在、その学校跡地を見ると、草がたくさん生えていて、今まで自分たちが一生懸命管理していたところが、言葉が悪いですが、草がもうぼうぼう、生え放題になっている。住民説明会であった、工事の進捗の表を見れば、そろそろ始まるんじゃないかと思いますが、そんな気配もないと。

私も住民の方から言われましたし、区長さんとかそういう方に聞きましたが、この件に関しては、特に聞いてもおらないということでございました。

今回、一般質問でお聞きしたわけですが、今、お答えがあったとおり、地元に対して可能な限り、情報提供を行ってまいりますと、石原町長からの回答がございました。

改めてですね、先ほど言ったとおり、企業の非公開情報は開示できないこともあるのかもしれませんが、開示できる範囲で地元の区長さんや関係者の方、農業をされている方には、今、南小学校の工事はどのような状況ですというのを、お伝えいただいたほうがよろしいのではないかと私は思いますが、町の考えをお聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口圭介君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 齊木議員の御質問にお答えします。

いろいろな後れがございまして、地元の方には非常に御心配させていると思います。

進捗状況等にですね、これから進展があった場合は、企業様と情報の開示の範囲を確認しながらですね、地元の区長様あたりに御周知はしていきたいというふうに思っております。企業様のほうと常にキャッチボールしながらですね、情報を共有して、あと、地域住民の方にも、情報を可能な限り流していきたいと、周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はございませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。

一般質問の結びに当たり、一言お聞きします。

平成18年の菊水町と三加和町の2町合併により、和水町が誕生して16年、私をはじめ全ての町民の方は考えていらっしゃいました。2つの町が合併したのだから、1足す1は2、いや、2以上、2倍以上の魅力ある和水町が誕生する。そして、町の施設や財政面は、1掛ける1は1、2つあるものが1つになるのだから、効率よく施設は整理され、財政面は健全化していく。しかし、現実はどうだったのでしょうか。それぞれのお考えがあると思います。

私はこのことを、何回もこの議会の場で申し上げておりますが、石原新町長になられましたので、改めて申し上げさせていただきます。

地方創生活活性化は、まず、知らせることから始まる。知らせることが最も重要です。どんなよい施策も情報も、知らなければいけないと同じと私は言っておりました。情報、この地方創生活活性化はお知らせすることですね。

また、いい町の定義、住みたい町の定義というのはどのようなものか、それは豊かな生活が実感できる町、関連性豊かな町、問題解決能力が高い町でございます。

田舎と都市の違い。田舎と都市の生活には大きな違いがあることは事実です。地方には関わらない、自由がないが、豊かな暮らしがある。都市には1人、1人が自由で関わらない、自由はあるけど、生活の実感はなく、豊かではない。

私はいつもそう申し上げておりました。そのことを解決するためには、まずは知らせることから始まると。和水町の発展や問題解決は誰もしてくれません。町民自ら行動しなければ、何も進展していかないと思っているからでございます。よいことも悪いことも広報、お知らせしていただき、町民全員、みんなで解決していく機運を作り出していきたいと、私は4年間実行してまいりました。

穏やかな人口減少はもう避けられないと思います。このことを改めてきちんと町民の皆様に御理解いただき、御協力をいただく。和水町には、まちづくりの総合計画もございます。この総合計画に沿って、しっかりと仕事をしていただきたいと思います。

改めて、前3月議会において、高巢前町長に最後のお言葉ということでお伺いしたところ、4年間はあっという間に過ぎたと、そういうことをおっしゃっていらっしゃいました。

改めて、石原新町長に一言申し上げます。石原新町長は、公約を全部実現するため、正しい決断と攻めの町政運営をしていただきたいと思いますと思っております。

3月議会のときにも申し上げましたが、高巢前町長はオリンピックの歌、そのときはですね、北京オリンピック、冬季オリンピックが開催されておりましたので、たとえば、高巢前町長は、未来への架け橋を架けた町長だと。しかし、今度、新しくなられる石原新町長はどうだと。今回、また改めてたとえさせていただくと、この北京オリンピックのうた、m i l e tさんが歌ったFly Highの歌詞のように、見たことのない景色まで若さ、情熱、行動力で高く高く飛んで、新しい和水町を発展、実現させてもらいたいと、私は強く思っておりますし、町民の方も強く思っております。

今回の一般質問で質問したり提言したことがございますが、改めて、石原町長は、スピード感を持って対応していただきたいと考えております。正しい決断と攻めの町政運営で、改めてこの公約を全部実現する、その覚悟で仕事をしていただきたいと考えております。

お答えはできないかもしれませんが、新町長就任ということで、最後にこの意気込み、私は町長のやる気と本気度は今、100%だと思いますが、石原町長の今のやる気、本気度、答えられるんだったら、一言頂けたらありがたいですが。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

齊木議員の御意見を真摯に受け止めまして、今後、これからの和水町、まちづくりの推進、町の発展に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 以上で一般質問を終わらせていただきますが、改めてあつという間の4年間だと思います。スピード感を持って仕事をしていただきたいと要望し、6番議員、齊木幸男の一般質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、齊木議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

15時から再開いたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時00分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、亀崎議員の発言を許します。

1番 亀崎清貴君

○1番（亀崎清貴君） 1番議員の亀崎清貴でございます。

改めまして、こんにちは。

くじの順番によりまして、2日目、最後の登壇を飾らせていただきました。

まず初めに、さきの3月27日に行われました和水町議会議員選挙におきまして、初めてのチャレンジではございましたが、支援者の皆様のおかげで、町民の皆様方に、私の町政に対する思い、お伝えすることができまして、町民の皆様方の負託を受けまして、今回、議席を与えていただきました。これからの4年間という、私にとっては短くも長い貴重な時間ではございますが、精いっぱい、和水町の発展のために、少しでもお役立ちをしていきたい、町民の皆様方の声なき声を聞き、この議会の場において、代弁者として町政に反映ができればとの強い思いで出馬させていただきました、今回、与えさえていただきました。精いっぱい頑張っまいります。

また、本日は早朝より長時間にわたりまして、議会傍聴に足を運んでいただきました傍聴席の皆様方や、各公民館にて御観覧いただいております町民の皆様方に、心より感謝とお礼を申し上げます。

私は、16年間、有明広域行政事務組合で勤務をしておりました。その有明広域行政事務組合は、荒尾・玉名郡市のし尿処理業務、そして清掃業務、介護認定、障害者審査、そして消防行政、さらには結婚活動支援事業、多岐にわたる荒尾・玉名地域の1つのまちではクリアできない行政課題を、2市4町が連携して取り組んで、ともに前進していく、そういう行政に16年間勤めておりました。

近年、災害が多数発生しております。災害においては、自助・共助・公助、この3つが欠かせない、よく言われます。自助は自分たち自らの命を自らで守る、そして公助、役場、行政が町民のために整備をし、町民の命、生命、身体、財産を町が守る、そして、共助、地域の人たちの連携により、地域が支え合いながら、ともに助け合い、地域を守っていく、そして、自助・公助・共助、どれも欠かすことなく進めていく、それが防災であり、消防行政の根幹でもございます。これは、まちづくりにおいても、町政運営においても、どれを1つととっても欠けることのできない、そして、この三者三様が両輪となり、まとまり合って進んでいく、それこそが町政運営だと思います。

私はこれからの4年間、これまでの行政経験を生かし、先ほども申し上げました、町民の皆様方の声を聞きながら、少しでも多く実現していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではこれより、町議会会議規則第61条第2項の規定によりまして、さきに通告しておりました一般質問通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

質問事項といたしましては、3点挙げております。

質問事項1、人口減少対策について。

1、本町の空き家増加をどのように捉え、定住化対策について、具体的な対策をどのように図られるか、お示しをお願いいたします。

2、町長がさきの選挙におきまして掲げられました、子供たちを育む公約、実現に対する見解を、今後どのように講じていかれるお考えか、お示しをお願いいたします。

これで1回目の質問を終わりますが、重複する部分も多々あるかと思っておりますので、説明は簡単

明瞭で結構でございます。この後の再質問以降につきましては、質問席より行います。よろしく
お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） 御質問の1、人口減少対策について、お答えします。

（1）本町の空き家増加をどのように捉え、定住対策について具体的な対策をどのように図られるかについて、お答えします。

空き家の増加の要因としましては、人口減少や核家族化の進行が考えられます。

令和3年度に「和水町空家等実態調査」を業者へ委託し、令和4年の2月に報告を受けております。調査場所は和水町全域で、調査件数は住宅4,185件となります。そのうち、空き家の総数は589件でございました。

空き家は、老朽化による周辺地域への悪影響や、犯罪リスクの増加が考えられ、可能な限り有効活用していただきたいと考えております。

空き家の状態ですが、「そのまま居住可能」が40件、「少しの修理にて居住可能」、これが236件でした。

また、「空き家バンクを積極的に利用したい」と考えられている所有者に対しましては、利用案内を送付するなどの対応を行っていきたいと考えています。

お尋ねの定住化対策について、具体的な対策をどのように図るかについてですが、住みたくなる、魅力のあるまちの実現に向け、移住定住の促進を図るため、引き続き和水町定住促進補助金、和水町空き家バンク活用促進事業補助金、和水町新婚さん定住促進奨励金等の施策を実施してまいります。

また、令和元年度から実施いたしました藤田さくらタウンの宅地造成事業の分譲地販売も、令和3年度中に全19区画完売しております。若者世帯を中心に販売でき、一定の成果が出たと感じております。

これからも、移住定住促進に関わる補助金等の確保と、移住定住支援センターのさらなる強化、お試し暮らし住宅もPRしていきながら、魅力あるまちづくりを目指していきたいと考えております。

定住人口の増加に向けて、住む場所を確保し、証明書のコンビニ交付や町税等のコンビニ納付などの早期の導入など、生活の利便性向上を図り、住みたい、住み続けたいとなるまちづくりに取り組み、町全体に活気を生み出すための対策として、しっかり取り組みたいと考えております。

次に、（2）「町長は子供たちを育む公約実現に対する見解をどのように講じていかれる考えであるかを問う。」にお答えします。

現在、全国的に人口減少社会に突入している中、地方においても過疎化、少子高齢化が進み、深刻な問題となっております。本町においても、出生率は平成29年79名を境に、平成30年49名と減少が続いている状況です。

この、長期的、継続的な出生数の減少に歯止めをかけるために、「子育て支援・教育環境の充

実」に取り組んでまいります。

そのためには、子育て世代の経済的支援、産み育てやすい環境が必要となります。小中学校の給食費の無償化や、ゼロから2歳児の保育料無償化、出生祝金の拡充等を念頭に置いた施策で、子育て世帯を支え、未来を担う子供たちが和水平町で夢を持ち、実現に向けて力をつけられる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1番 亀崎清貴君

○1番（亀崎清貴君） 答弁ありがとうございました。

まず初めに、空き家バンクの登録について説明がありましたが、これまでも、様々な空き家対策を講じられてこられたと思います。私は今回の選挙におきまして、町内一円を隅々まで回らせていただきました。そのときに、やはり先ほど町長もおっしゃられましたけれども、どこの校区においても、もうこれだけ多くの空き家が存在するののかということに、本当に肌で感じました。

しかしながら、和水平町のホームページで、空き家バンクに登録のある空き家の件数を見ますと、6月1日現在で12件、それから、不動産情報サイト、アットホームに掲載されている和水平町の空き家は8件。ただし、この中には、空き家バンクに登録のあるものも重複しておりました。また、宅地として売り出されている土地は9件となっております。

先ほど、町長の答弁の中で、町内、見渡したところで、589件もの空き家があるというふうにおっしゃられましたけれども、そのうち使えるところが40件、また、手を加えれば使えるところが236件、合計276件、町内にあるというふうなところでした。非常に少ないなというふうに感じたのが、空き家バンクに登録のある件数が少ないなというのが、私の率直な感想なんですけれども、この数字、どのように感じられますでしょうか。お願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

昨年度実施しております調査の中で、空き家が589件、使える空き家40件、少しの修理236件ということで、276件が使用可能ということで結果が出ております。

実際、空き家の活用に関しては、持ち主の方の御意向というのが前提となってまいりますので、それによりましての空き家バンクへの登録につながってまいります。先ほどお話がありましたように、中の荷物が残ったままであるとか、そういった状況がございます。それに向けまして、和水平町のほうでは、空き家バンク活用促進補助金ということで、改修の補助、それと不要物の撤去の補助というのを実施しているところでございます。この制度をさらにお知らせすることにより、空き家バンクへの登録のほうを進めてまいりたいというふうと考えております。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1番 亀崎清貴君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

空き家バンクの登録については、町執行部におかれましては、様々な周知の方法を試みながら対処されているところと思います。ですが、それでもやはり登録者が増えていかない。そこには、先ほど町長もおっしゃられましたし、さきの方の説明でもございましたとおり、やはり物件を所有される方々の私情が絡みながら、登録が増えていかない。私の周りでも、週末にはお子さんが遠方より帰省されて、家の手入れや畑作業に当たられているところもありますし、空き家なんですけれども、区費を地区に納めていらっしゃるところもございます。

なかなかそのような世帯にですね、空き家バンクに登録しなさいとか、してください、またその賃貸、売却とかでというふうなお話がですね、ちょっとなかなか難しいなというふうなところもございます。

なぜ、登録者が増えないと、先ほど増えていくような形で、様々なアクションを講じていかれるというふうに答弁されましたけれども、私はですね、先ほどの撤去費用もそうなんですけれども、空き家を除去した後の更地についてにちょっと伺います。

先ほど、和木町空き家バンク活用促進事業補助金というふうなもので、町内における空き家の有効活用を通して、空き家バンクに登録された物件に対して、不要物の撤去20万円、改修工事100万円というふうに定めてはありますけれども、更地に関する記載は、条例等はうたってございません。

空き家の持ち主の方々からお話を聞きますと、空き家を更地にすると、固定資産税が上がるというふうなお話を聞き及んでまいります。老朽化した空き家を解体することをためらっていらっしゃる、そういう方が多数いらっしゃる。だから、いつまでたっても解体されずにそのままの状態、先ほど言われました、その残りの200件近くはですね、放置されているというふうなところでも、空き家としても利用は難しいというふうなところもあるかと思っておりますけれども、放置されているというのが現状でございます。

空き家は住まなくなっても、最初のほうはきれいな状態ですが、やはり年数がたってきますと、風通しが悪くなってまいりますと、朽ち果ててしまいます。そうすると、やはり泥棒ですとか、不法侵入、放火、漏電、倒壊など、犯罪や災害につながるケースが想定されます。その空き家を抱える地域にとっては、治安の悪化、地域衰退の悪化に懸念されます。

一方で、その土地、地域が出身者という方々も多数いらっしゃいます。一番最初の初日の日に蒲池議員がおっしゃられましたけれども、農振地の話で。戻ってきたい人は、土地を求めていらっしゃるんですけれども、先ほど言うように、なかなか空いている土地がないと、農振地になってたりとかして。戻ってきて家を建てたいけれども、建てる場所がない。それから、住むところがない、そういう声が聞かれます。

私は、この老朽化した空き家を解体して、住みたいと思う人たちに売却できる体制が構築できないかというふうに考えます。そのためには、空き家除去後の更地については、対象要件や期間の設定を図って、固定資産税を減免することを提案いたします。

全国でも、幾つかの自治体がもう既に導入されておられます。その中でも、熊本県のお隣、福

岡山県豊前市におきましては、老朽危険家屋の認定申請を行い、認定を受けたものを10年間、減免期間を設けてあります。その結果、平成26年度と平成27年度、2か年間で20件の解体がなされたということで、非常にニーズが高かったと感じます。

ぜひ、本町といたしましても、活用できる空き家は空き家バンクに促しながら、そうでない空き家は放置するのではなくて、解体を促す仕組みを講じていくべきと考えますが、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾 修君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの御質問にお答えいたします。

空き家除去後の固定資産税の減免であるとかにつきましてですけれども、まだ検討を行っておりませんので、他市町村の状況等を把握しながら検討させていただきます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1 番 亀崎清貴君

○1 番（亀崎清貴君） すみません。答弁いただきました。

私が質問させていただいたのは、空き家の除去後の解体についての固定資産税の減免でございまして、それは今、されていらっしゃるという、検討しているということなんですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾 修君

○税務住民課長（松尾 修君） いや、まだ検討を始めておりませんので、ほかの市町村等の状況等を把握しながら、情報を入れながら検討させていただきますという回答です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1 番 亀崎清貴君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁をいただきました。ありがとうございます。

ぜひですね、使える空き家は使えるような形でですね、促しながら、そして、もう撤去、朽ちていくような空き家については、固定資産税の減免等を考慮しながらですね、執行部のほうで御検討いただければと思います。

次に、宅地造成について伺います。

高巢前町長は、先ほど町長もおっしゃられましたけれども、藤田さくらタウンを任期中に取り組まれました。その際、次は三加和地区のほうで宅地造成を行うというふうに伺ってございましたけれども、石原町長の掲げる宅地造成、どこの場所というのを想定されていらっしゃるなら、お聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） 宅地造成の御質問に対してお答えします。

まず、私も宅地造成を政策の中に掲げておりますけれども、基本的には民間の活力を活用した

P F I 事業等での実施ができないかというふうに考えております。町が設置する宅地でございますので、経費がかなりかさむというのが実情でございます。住民の福祉の向上という観点からいたしますと、町が宅地のない地域に整備していくことは必要であると思っております。移住定住の観点からも、そのために取り組んでいく必要があると考えておりますけれども、場所のほうについては、現在まだ未定の状態です。これから、地域のニーズ等を把握しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1 番 亀崎清貴君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

私もですね、町長と同じように、やはり民間の資本を活用しながら、P F I 等で宅地造成、行うような必要があると思っております。

和水町のお隣といいますか、長洲町では、駅前で宅地造成が行われております。これもですね、P F I で行われておまして、民間の活力を活用されております。また、南団地のように老朽化した団地等も、今後、改修等が考えていかなければならないと思っておりますけれども、長洲町の宮野団地という団地がございます。そちらはですね、建設から施工管理、それから維持管理等々を含めまして、日立造船による民間資本を活用した建設が行われております。また、現在は玉東町、お隣、玉東町で、木葉駅前に12階建ての町営マンションが建設されております。

近年のやはり宅地造成、また団地の造成等についてはですね、やはりそういった民間の活力、そういったものを十分考えながら、町政の発展、それから町政の財源を圧縮するというふうに努めていただければと思います。

次に、要旨2、町長は子供たちを育む公約実現に対する見解と、今後どのように講じていかれるか、伺います。

まず初めに、さきの町長選挙におかれましては、町長は先ほども申し上げられましたが、人口減少、少子高齢化社会を迎える今、10年後、20年後の将来を見据えたまちづくり、行財政運営に取り組み、元気で活力のある和水町をつくると、7つの公約を掲げられました。その中から、子供たちを育む公約、子育て支援、教育環境の充実について、6つほど掲載されております。この6つの公約を実現するには、相当な予算が必要になってくると思っております。

しかし、そのような中で、町長は先ほど、蒲池議員や、また齊木議員の一般質問の中で、基金を考えておられるというふうにおっしゃられました。私も選挙中、また、この前の全員協議会でも申し上げましたが、やはり基金を創設して、その中で給食費に限らず、そのゼロ歳から2歳までの無償化ですとか、町長が掲げる公約、そういったものを子育てに特化した次世代型の育成基金というふうな形でおつくりされて、その中で運用していく。

荒尾市の中には、子ども未来基金というふうな基金がございます。その中には、荒尾市に寄附された寄附金、その同額を町から繰り入れをしながら行っておられます。そのような形で、先ほどふるさと納税を充てるというふうなこともありましたが、やはりやるなら、恒久的に続けな

ければならない。やはりその町長が替わったからといって、一度決めたことを町長が替わるたびにだったり、また、来年は、今年は無料ですよ、来年は全額ですよ、そういうふうな形になってくると、町政に対する信頼も失われますし、町民の人たちは、困ってこられると思います。

ですので、やはりそういった基金を設立されて、整備されていくのが一番望ましいと私も考えますけれども、町長のお考えをもう一度お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、人口の増加につながれば、税収の増加につながる、それが財源になるのが一番理想ではございますけれども、人口の増加が前提となる財源でございます。そこで今、前年、前々年度から急激に伸びましたふるさと納税、これを基金に積み立てて、今後の子育て施策に使っていかないかというふうに考えております。

今、御紹介のありました荒尾市の子育て支援基金については、勉強不足でございますので、そのあたりの制度をしっかりと勉強しながらですね、うちの町にマッチするかもございますので、勉強して検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1 番 亀崎清貴君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

ぜひ前向きにお考えいただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、公園の整備について記載されておりました。

三世代が集える公園を整備していきたいというふうに記載されておりましたけれども、町長にお伺いいたします。

あばかんハウス、今は和水町の社会福祉協議会が入っておりますけれども、その上にある公園を、町長、御存じでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） はい、存じ上げております。以前活用させていただいたこともございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1 番 亀崎清貴君

○1 番（亀崎清貴君） あそこはですね、私も本当に神尾校区でございまして、昔からよく使わせていただいております。あそこの公園は駐車場も整備されておりますし、遊具ですとか、バーベキューができるような施設もありました。また、以前は芝生が広がってですね、トイレも障害者用トイレまで整備されて、以前は本当ににぎわっておりました。

また、平野ビレッジが宅地造成をされた際、購入された方々や子供たちも、以前は多数利用されておられました。

まずは、新たに公園を整備するというふうなことではなくて、既存のですね、そういった公園、今ある公園、そういったものを整備されたほうが、予算的にも軽微で済むと思いますし、何より町民向けに整備された公園を、もう長い間、放置されている状態でございますので、やっぱりせっかくある公園でございますので、またそうやって以前利用されておりましたので、利用できる環境、遊具等も整備されてですね、何とかできないかなというふうに思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

公園の整備についてでございますが、私も町民の皆様のお話を伺う中で、若い世代の方からは公園が欲しいと、お孫様の子守りをするおじいちゃん、おばあちゃんからも、公園があれば遊べるのになという御意見をたくさん伺いました。それを踏まえて、今回、政策の中に、三世代が集える公園の整備ということで、掲げております。

確かに、あばかんハウスの上の公園もございます。現在の状況がちょっと分からないんですけども、この公園のほうも、新しくつくる公園も考えなければいけないんですけども、既存の公園のその磨き上げというも行いながら、皆様に喜ばれる公園づくりを目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1 番 亀崎清貴君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

ぜひですね、子供たちが集える公園、本当に、これだけ自然があるのにですね、私も子供、まだ小さい子、いっぱいいますので、遊びに連れていくんですけども、まず町外に行かなきゃいけないんですよ。近場であれば、大津山公園、菊鹿町の杏の丘、もう車で20分、30分かけて、わざわざ田舎者が田舎に遊びに行かなきゃいけない。何でかなと思いつつですね、言われるように、おじいちゃん、おばあちゃん、集えるような大きい公園になってきますと、本当に大牟田の延命公園とかになってきますので、本当にそういった大きい、大規模な公園も必要かと思うんですけども、ちっちゃな公園でもいいんですよ。

以前、三加和温泉のところに、金栗四三ミュージアムがありまして、そのミュージアムになる前、滑り台のちっちゃいやつが1つと、何かぎこぎこする、何か動物型のですね、遊具が2つ、それと鉄棒が1つあったんですけども、ミュージアムができるに伴ってですね、撤去されて、やはり近くにいるちっちゃい子たちはですね、もうそれぐらいで満足するんですよ。平日の夕方とかは。学校帰りとかですね。でも、それすら今、多分ほとんど、町内には見かけないような形になっていきますので、ぜひ様々な補助金、交付金、活用されながらですね、現在ある施設

等を有効活用されながら、前向きに進めていただければと思います。

次に、町長の公約の中で、最先端の教育環境の整備というふうにうたわれておりますけれども、6月6日、読売新聞の記事がございました。その中では、全国の小中学校に配られた学習用端末、こちらを使ってですね、いじめ等が起きているというふうに記載されております。町長、その辺、御存じかどうか、伺います。

○議長（高木洋一郎君） 新聞は読んだかということでお尋ねです。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） お答えします。

その記事については、存じ上げておりませんでした。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1番 亀崎清貴君

○1番（亀崎清貴君） この記事をですね、ちょっと御紹介させていただきますと、本町も小中学校にタブレット端末を導入しておりますけれども、このタブレット端末を利用してですね、小中学生が、その端末でチャット、カメラ機能などを使ってですね、教員の目が届かないところでいじめがされています。例えば、授業を受けている最中、児童の手元にある学習端末にいきなり悪口が送りつけられてきたり、中国地方の公立の小学校では、1人の児童が端末の中にある学習用ソフト、その通信機能を使って、別の児童に悪意あるメッセージを送りつけていたりとか。また、関西の公立中学校におきましては、複数の生徒が、閲覧者を限定できる端末の機能を使って、別の生徒の悪口をやりとりしていた。

やはり教員の人たちからすれば、もう昔はですね、私たちのときみたいに、そのタブレット端末がなかった時代は、裏で悪口を書いた紙を回したりとかいうのもあってですね、学校内で教員の方々に怒られていた生徒も見受けましたけれども、今はそういうふうな紙の切れ端を回していくとか、そういうふうな時代じゃなくて、その教材として使っているタブレット端末の中でですね、行われていると。非常に学校の先生たちは分かりづらいと思うんですよね。

ほかにも、そのカメラ機能を使う悪質な例もありました。ある児童では、顔の画像をいたずら書きをして、体育の授業で嫌がる女子生徒の姿を撮ったり、そういった様々なことが行われています。また、IDやパスワードを入手して、端末に勝手に入ってくる。要はなりすましも横行していると。そういった形でございますので、この町について、町長の見解、それから対策等、もしあれば、町長、伺います。よろしく願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 整理すると、学習用端末タブレットを使ったいじめが横行しているけれども、その対策については講じているかということですか。それとも、そういう事例があることを、あるかどうかということですか。両方。

じゃあ、通告にありませんけれども、教育長、よろしいですか。

執行部の答弁を求めます。

教育長 米田加奈美君

○教育長（米田加奈美君） 亀崎議員の質問にお答えします。

令和3年度、県が、熊本県公立学校心のアンケートというものを毎年実施しておりまして、1年生から中学校3年生までアンケートを取っております。その中で、昨年度から学校に配布されているICT端末で、ネット上で悪口を書いたり、また仲間外しをしたことがあるかという質問項目が新たに入りました。町内の小中学校の結果は、0、なしということで上がっております。

ただ、家庭で自由に使える端末につきましては、悪口を書いたりしたことがあるというのは、報告が上がっているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1番 亀崎清貴君

○1番（亀崎清貴君） すみません。通告書に教育長、書いておりませんで、申し訳ございません。

○議長（高木洋一郎君） 今後、注意をお願いいたします。

○1番（亀崎清貴君） はい、申し訳ございません。

これ、非常にですね、預けている親としてはですね、もう不安でならないんですね。やっぱりその親の目の行き届かない、家で、先ほど教育長おっしゃられるように、家庭のタブレット端末、これも親の責任ですよ。ですので、9時以降は使えないように、もう電源が落ちるようにですね、うちあたりはやってたりとかするんですけども、学校の中で、今使っている端末でそういうことが行われているということはですね、預けているほうも不安ですし、また、教員の先生方からしてもですね、非常に、授業をしていながら、そういったことも気かけながらやっていくというのは、非常に大変な苦勞をされるかなと思います。

先ほど教育長の中で、本町についてはゼロ件というふうな回答がございましたけれども、文部科学省によりますと、先ほど申し上げましたタブレット端末、パソコンなどを使ったネットのいじめ、これ、2020年度に文科省が統計を出しているんですけども、1万8,870件行われていたそうです。びっくりしますよね。1万8,000件の、多分これ、分かっている数字で、多分これだけの数が上がっていると。やはりこれからですね、町長の公約の中で、ICTを活用した、先進的な学習環境の整備に取り組まれるというふうに記載されていますけれども、まずはやっぱりそういう知識のない、タブレット端末をそういうふうには操作することができない子供がほとんどなんですけれども、そういう子たちがターゲットになってくる。そういう子たちを学校もそうですけれども、町も一緒にですね、守ってほしい。そして、何かこのICTで情報化社会でですね、先進的な取組をされる場合はですね、やはりその行動に出す前に、事前にやはり、この行動の結果、どういうふうには悪循環が生まれるか、これをするによって、どう、後々影響が出るかというところまでですね、考えながら導入していただければと思います。

教育現場でございますので、導入してそれでいきますと、子供たちはそれですずっと育っていきます。ですので、決してその情報化社会で先進的な導入をするのが悪いというわけではないけれ

ども、そういうふうな形で取り組んでいただければと思います。よろしくお願いたします。

次の質問に移らせていただきます。

時間もなくなってまいりましたので、質問事項2、きくすい荘の運営状況と今後について伺います。

要旨1、きくすい荘の運営について、昨年度まで建替えの方向で議論が進められておりましたが、現在までの状況と今後の方向性について、考えを問います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） 質問事項2、きくすい荘の運営状況と今後について、お答えします。

（1）きくすい荘の運営について、「昨年度まで建替えの方向で議論が進められているが、現在までの状況と今後の方向性について考えを問う。」にお答えします。

きくすい荘は、開設50年を迎え、施設の老朽化が進み、耐震性能も満たしていないことから、安心・安全な運営に支障が生じている状況でございます。これまで、施設整備検討委員会、議会の特別委員会や全員協議会など、多方面からの検討結果を踏まえ、町公共施設個別計画で「建替え」の方針を打ち出すとともに、令和3年2月、そして令和4年3月の全員協議会におきまして、御説明、御了承を得て、町として「建替え」の方針を決定しております。

方針のポイントとしましては、全棟新築、建設予定地は町立病院の給食棟周辺、施設規模は長期入所定員80名、居室のタイプは従来型多床室を中心としたユニット型個室と混合型、当面、町の直営とし、2030年代半ばまでに次のステージに向けた検証を行うなどございます。

きくすい荘の建替えは、町の福祉の向上や持続可能なセーフティネット構築のための一大プロジェクトであると認識しており、施設整備に向けて、役場庁内の関係課長等を構成員とする検討会議やきくすい荘内の検討委員会を中心に、施設整備計画を作成するとともに、適宜、進捗状況を議会に報告しながら、適切に推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1番 亀崎清貴君

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

まず、初めにですね、建設については、先ほど建替えを基本として、給食棟のところに建替えを行うというふうにお話がなされました。

お隣のですね、南関町に、4月27日からですね、延寿荘という老人ホーム、こちらが供用開始しております。そちらは、最初、指定管理で三加和福祉会、社会福祉法人三加和福祉会、和楽荘さんのほうが、南関町の延寿荘さんを、以前、指定管理で受けておられまして、今回、再度、延寿荘のほうは請け負われているというふうなことでございますけれども、その延寿荘さんの、南関町さんの流れについては、御存じかどうか、伺います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 前淵康彦君

○特養施設長（前淵康彦君） 亀崎議員の御質問にお答えいたします。

新聞等でも掲載されておりましたので、一応認識はしております。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1 番 亀崎清貴君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

この南関町さん、延寿荘さんはですね、今回の新設工事、工事費が約12億円というふうに伺っております。本町については、先ほど全員協議会のほうで述べられたというふうな形でですね、18億円というふうに聞いているんですけども、南関町さんの場合は12億円と。そのうちですね、南関町さん、1円も今回拠出してないと。内訳といたしましては、約12億円のうちの11億円が三加和福祉会、和楽荘さんの持ち出しで、残りの1億円近くが国等の交付金で行われているというふうなことでございます。

先ほどのですね、宅地造成のときにもそうでございますけれども、限られた財源でございますので、できるだけ、私はこのきくすい荘さんについては、物すごく感謝しております。といいますのは、私情になるかもしれませんが、つい4月の29日まで、私の祖母がきくすい荘さんのほうで入所をしておりました。そういった中でですね、ちょっと亡くなってしまったんですけども、その入所している際、本当に献身的に職員の方々はですね、祖母の介護をしていただきました。なかなかですね、コロナでございましたので、面会に行きたくても会えなかったんですけども、そういった中でもですね、おばあちゃん、こういうことですよって、こういうふうな形でしてますよってというふうな形でお電話をいただいたりとかというふうな形で、家族のことを気遣いながら従事しておられますので、私はそのきくすい荘についてはですね、もう何遍も何遍も、何十回も何百回もばあちゃんの見舞いに行きよりましたので、古い施設だな、建替えが必要だなということは、認識しているつもりでございます。そういった中でですね、これまで様々な検討がなされてきた結果、建替えの方向でいくというふうなところでございますけれども、その建て方の在り方ですね。その基本設計等、組まれていらっしゃるかもしれませんが、例えば先ほど言われたPFI、そういったものを活用しながらのですね、施工というのは、お考えはないのか、ちょっとまず伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 前淵康彦君

○特養施設長（前淵康彦君） 亀崎議員の御質問にお答えいたします。

繰り返しになるかもしれませんが、これまで様々な議論が行われまして、町直営で建て替えるという方針案を打ち出しております。民間でやったほうがという御意見かと思っておりますけれども、南関町の延寿荘は、以前は直営でやられていたのを指定管理を町が出して、三加和福祉会様が公設民営でされているときに、民設民営で建設をされて、衣替えをされているというふうに認識しております。

和水町のきくすい荘におきましては、直営で建て替えるという方針を打ち出しております、これが令和3年2月4日の議会全員協議会において、4つの選択肢を検討した上で決定をしてき

ているところでございます。

やはり、売却となりますと、老朽化が激しくて莫大な投資がかかると。買い手が現れるかは懸念されるといったところで、売却については選択されていなかったというふうに認識しております。

また、介護士や看護師などの多くの町職員が働いておりますので、その職員の身分保障といったこともございまして、それらの調整も必要であると。そういったことから、現時点での売却は困難というふうに判断をし、町で建て替えて、当面の間、町で運営し、2030年代半ばまでに、次のステージに向けて検証するという方針を打ち出しているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1 番 亀崎清貴君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

私はその売却をしたらどうかということを行っているんじゃないかとですね、建て替える方法について、お話をさせていただきました。P F I、和水町は多分利用したことはこれまでなかったのかなというふうに思うんですけども、民間の資本を活用しながらですね、建てていくというふうなやり方で、今後その建設ですとか、更新等を行っていかれるのであればですね、そういうふうな活用ができないのかなと、今からでも遅くないので、検討されたらどうかというふうなところがございます。

ちょっともう時間もないので、質問はちょっともう控えたいなと思うんですけども、内閣府にはですね、専門家の派遣制度がございます。このP F Iについてでございます。そのP F Iに伴うその専門家の派遣制度がございまして、派遣費用、謝金ですとか旅費についてはですね、全額内閣府が負担いたします。それから、専門家がこの町に来てですね、P F Iですとか、そのP P Pあたりについてですね、ノウハウ、経験等を教えられると。これ、年間何回でも派遣を依頼をすることも可能ですし、来てもらうことが可能というふうな制度でございます。

建設に当たってはですね、なるだけやはり、私が言いたいのは、財政負担を抑制していきたい、なるだけ長く使っていける、いい施設をですね、提供していきたい。そのためにはですね、やはりコストカットも考えながら、町民皆がですね、役場執行部の方々が知恵を出し合いながら前進させていく。その取組が必要なのかなと思います。

町の予算でですね、全額やっていく、起債等でやっていく、それは可能ではございますけれども、もうちょっとですね、知恵を出し合いながら考えていただけないかなというふうなことで、質問させていただいたところがございます。

次に、最後の質問でございますけれども、移らせていただきます。

質問事項3、教育振興対策と環境整備について。

1、町内通学路の危険箇所点検等は毎年実施されておられますが、現状をどのように認識し、その対策をどのように議論され、どのように講じていかれるのか、問う。

2、中学校の部活動廃止が議論されておりますが、その対策と考えを問う。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の簡潔明瞭な答弁を求めます。

町長 石原佳幸君

○町長（石原佳幸君） 3番、教育振興対策と環境整備についてお答えします。

（1）についてお答えします。

通学路の安全確保につきましては、交通面、防犯面から、関係各位で情報共有をし、対策に取り組む、点検の結果に基づき、対策を講じているところでございます。

これについては、後ほど教育長より答弁を行います。

次に、（2）部活動の廃止についてお答えします。

各メディアで、今、話題となっている中学校部活動の社会体育への移行、地域移行でございすが、中学生はもとより、保護者等の皆様にも、多大な心配をおかけしているところでございます。

少子化が進む中、今までと同様の運営体制では難しくなっているものと認識しているところでございます。部活動はこれまで生徒のスポーツに親しむ機会を確保し、生徒の自主的、主体的な参加による活動を通じて、達成感や連帯感など、大きな役割を担っておりますが、その部活動の在り方について、転換期を迎えております。

詳細につきましては、教育長のほうでお答えいたします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田加奈美君

○教育長（米田加奈美君） まず、亀崎議員の町内通学路の危険箇所等の点検について、お答えします。

町内の各学校におきましては、毎年、危険箇所の安全点検を実施しております。そして、その結果を校区図に落とし、全職員で共通認識を持って、ふだんの交通安全指導に取り組んでおります。

また、交通安全協会の御指導で、毎年交通安全教室を実施しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 2つ目は。2つ目。2つ目が抜けてました。

教育長 米田加奈美君

○教育長（米田加奈美君） すみません。中学校部活動についての御質問について、お答えします。

先日、スポーツ庁の有識者会議では、2025年度末を目標に、休日の公立中学校の部活指導を地域のスポーツクラブ等に委ねる地域移行を実現すべきだとする提言を了承いたしました。部活動休日に地域移行するに当たりましては、指導者や活動場所の確保、また、経費等、多くの課題が考えられます。

和水町では、昨年度、各中学校の社会体育移行へ向けたアンケートを実施しました。地域移行期間は段階的なものでありますが、先ほどお話ししましたとおり、2025年度末を目標に、地域に

移行するようになります。

モデル事業として、先進している地域を参考にしながら、家計部署と緊密な連携を取り、スムーズな移行を目指してまいります。

まずは、生徒や保護者に進捗状況や今後の計画について、説明を開催していく予定です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質問はありませんか。

1 番 亀崎清貴君

○1 番（亀崎清貴君） すみません。答弁いただきました。

残り時間も少ないので、本当はですね、いっぱいしゃべりたいんですけども、まず、通学路についてでございますけれども、毎年、年度初めですね、入学式が終わった後ぐらいに実施されておられます。

そういった中で、教育長、御存じかどうか分からないんですけども、三加和中学校からですね、神尾校区に行く、要は三加和中学校を背にして、橋を渡りまして右側、津田の四つ角に向かうほうですね。それから、左に曲がって板楠方面に行く道がございます。

歩道に黄色いポールが立ってます。普通はですね、赤いちっちゃなプラスチックのやつが立ってたりするんですけども、あそこに立ってるやつは、黄色い支柱、鉄の棒でできてまして、もう私がですね、あれ建ったのがもう25年ぐらいになると思うんですけども、今まで、まず私の弟もそうですし、娘は4月に入学しまして、既に1回は打ち当たっております。

もうそもそもは黄色だったんですけども、今もう真っ黒になってるんですよ。反射板も見えないような状況でございます。反射板が見えるような状況でも事故がございました。

そういった中でですね、アンケートでも数多くの保護者の方々がですね、今まで撤去を依頼していたと思うんですけども、それまでの回答だと、やはり撤去すると、歩道に車が乗り入れてくるとか、いろいろあるかと思えますけれども、それはですね、そもそも言えば、歩道の整備の問題ではなくて、歩道に乗り入れる、個人個人のモラルの問題だと思うんですよ。そういうふうな車がもしあればですね、それは警察が対応することであって、歩道は歩道として、縁石ちゃんと設けてありますし、その黄色いポールがあることによって、児童生徒が雨の日とか、帰ってくるときに、夜とかの部活動の帰りにですね、当たったりとかいう事故がございますので、早急にその辺、ちょっと改善していただければなというふうに思うところでございます。

また、近年、カラー舗装がっております。私も今日、議会に来る前もですね、見てきてるんですけども、カラー舗装の箇所は1か所。三加和の津田からここまで来る道中にですね、1か所、ニシヨリのところがございますけれども。それ以外はほとんどまずありません。

子供の見守りで朝、立ってますと、まず、小学生は止まってくれるんですけども、中学生が自転車にいるとですね、車、止まらないんですよ。やはりそのカラー舗装とか、横断歩道、そういった形でしていただくとですね、お金はかかってまいりますけれども、いいのではないかなと思います。

今、結構道路も中央線、消えかかってたりとか、歩道あたりですね、境界の箇所も消えてた

りしますので、早急に対処のほうをお願いしたいと思います。

すみません。秒数がなくなってまいりましたけれども、部活動の廃止でございますが、やはり、まずはやっぱりスポーツの指導者の確保、育成が急務だと思います。

それから、活動する場所ですね。社会体育施設、そういったものの整備が、やはり25年までに、移行される前にですね、整備していただきたい。そういうふうな思いでございます。

時間がないので、これで失礼させていただきますけれども、要望とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、一般質問、最初でございますけれども、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、亀崎議員の質問を終わります。

上着をはおってください。

以上で、本日の会議を全部終了しました。

明日8日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後4時00分